

# 資料

- 補足資料
- 新発田市環境基本計画の策定体制
- 新発田市環境基本条例
- 環境基準
- アンケート調査結果
- 用語の解説

## ■ 補足資料

### 1 重点対策加速化事業とは

重点対策加速化事業は、国が自治体の脱炭素の取組（再エネ、省エネ住宅、電動車など）を複数年にわたり支援する制度です。

新発田市は令和7年度に採択され、太陽光や蓄電池の導入、省エネ設備や公共施設の省エネ改修、市民・事業者への支援や啓発などを進め、地域の暮らしと脱炭素を同時に高めています。

**新潟県新発田市：健康田園文化都市・しばたの暮らしが動き出す新時代**  
重点対策加速化事業 ゼロカーボン2050

**事業計画の特徴**

- 事業者向け支援においては、**重点エリア（工業団地エリア・田園エリア）**を設定し、当該エリアへ設備導入を行う場合や市独自の省エネ診断補助制度を活用した場合、**優先枠の設定や補助率の引き上げ**を行う。**工業団地エリア**では、再エネを導入することで**企業誘致**を図るとともに、**田園エリア**では、地中熱利用設備や高効率空調設備を施設園芸農家のハウス・施設で利用し、**ブランドいちご「越後姫」の栽培における脱炭素化**を目指し、環境配慮型農業モデルを構築する。
- 個人及び重点エリア外の事業者向け設備導入においては、再エネ・省エネ設備取扱事業者登録制度に登録されている事業者を通じて設備導入を行った場合は、**補助率を引き上げる**。更に、個人向けの設備導入にあたっては、市費による上乗せ協調補助を行う。
- 上記登録事業により申請手続きや設備導入相談を行うワンストップ支援サービスを構築し、市民及び事業者の負担軽減を行うことで、スムーズな設備導入を支援するとともに、市内の地域金融機関による**新たな融資制度「脱炭素支援パッケージ（仮称）」の開発**に向けて検討を進め、本事業を活用する事業者の支援を行う。また本支援パッケージは、本事業の終了後も継続する。

※2030年度までに公共・公用施設の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとする。

**事業計画の概要（民間）**

取組（個人）	規模
太陽光発電設備の導入	・ 336件 ・ 1,680kW
蓄電池の導入	・ 190件 ・ 1,670kwh
高効率空調機器の導入	・ 105件

**取組（事業者）**

取組（事業者）	規模
太陽光発電設備の導入	・ 64件 ・ 3,200kW
蓄電池の導入	・ 12件 ・ 600kwh
施設園芸農家向け 地中熱利用設備の導入	・ 4件
高効率照明機器の導入	・ 64件
施設園芸農家向け 高効率空調機器の導入	・ 4件

**事業計画の効果・費用**

再エネ導入	CO2削減	事業費	交付金額	計画期間
4,880kW	52,244 t-CO2	6.9億円	3.8億円	令和7年度 ～ 令和11年度

**取組のイメージ**

**重点エリア**

**工業団地エリア**

産業×脱炭素  
食品製造業の脱炭素化

**田園エリア**

農業×脱炭素  
ブランドいちご「越後姫」

### 2 「デコ活」とは

デコ活とは、環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。「DE（脱炭素：Decarbonization）+ Eco（環境に良いエコ）+ 活動」を組み合わせた造語で、日常の中でできる脱炭素の行動を広げることを目的としています。

**脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後**

**毎月3万6千円浮きます（年43万円）**  
**一日プラス1時間以上を好きにことに（年388時間）**

資料：環境省 HP「デコ活」 (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

### 3 「ゼロチャレ30」とは

「ゼロチャレ30」とは、新潟県が進める脱炭素の取組で、家庭や職場でできる30のアクションをまとめたものです。冷暖房の使い方や照明の工夫など、身近な行動でエネルギーを減らし、2030年度の温室効果ガス削減につなげることを目的としています。



新潟県 NIIGATA PREFECTURE

カーボンゼロ  
2050年脱炭素社会の実現に向け、私たち一人ひとりができるチャレンジ  
快速で地球にやさしいライフスタイルを目指そう

機会があったら実践!ずっと削減できる!

<p><b>1 家を建てるときは雪国型ZEHにしよう!</b></p> <p>新潟県の気候にあわせた高断熱な省エネ住宅で、健康で快適に暮らせます</p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 357.6kg 節約金額 16,580円</p>	<p><b>2 太陽光パネルを設置して、電気を自家消費しよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 211.5kg 節約金額 13,220円</p>	<p><b>3 住宅の断熱リフォームで、省エネで快適に暮らそう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 37.3kg 節約金額 2,110円</p>
<p><b>4 節水型シャワーヘッドに交換しよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 13.2kg 節約金額 1,670円</p>	<p><b>5 家電の買い替え時は省エネ商品を選ぼう!</b></p> <p>★の多い省エネ商品を選択。電気代がお得で高機能になり生活の質を向上できます</p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 10.3kg 節約金額 650円</p>	
<p><b>6 LED照明に替えよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 3.3kg 節約金額 210円</p>	<p><b>7 再エネ電気の購入を考えよう!</b></p> 	<p><b>8 家を建てる時やリフォームするときは新潟県産材を使おう!</b></p> 

エネルギーを節約して削減しよう!

<p><b>9 暖房器具は省エネモードやタイマー機能を活用しよう!</b></p> <p>灯油や電気の使用が増える冬に、ムダなく部屋を暖めることができます</p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 11.9kg 節約金額 540円</p>	<p><b>10 お風呂は間隔をあけずに入ろう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 7.1kg 節約金額 690円</p>	<p><b>11 ポットと炊飯ジャーのムダな保温をやめよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 6.7kg 節約金額 420円</p>
<p><b>12 使っていない家電のコンセントを抜こう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 6.1kg 節約金額 380円</p>	<p><b>13 夏は室温28℃、冬は20℃を目安にエアコンの温度設定を見直そう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 4.9kg 節約金額 310円</p>	<p><b>14 トイレを使わないときはフタを閉めよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 1.4kg 節約金額 90円</p>
<p><b>15 髪はしっかりタオルドライしよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 0.8kg 節約金額 50円</p>	<p><b>16 使っていない照明は消そう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 0.5kg 節約金額 30円</p>	<p><b>17 冷蔵庫は整理整頓! 開けている時間は短めに!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 0.3kg 節約金額 20円</p>

社会全体で削減しよう!

<p><b>18 ごみは分別しよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 11.5kg</p>	<p><b>19 外出のときはマイボトルを持って出かけよう!</b></p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 6.0kg 節約金額 3,170円</p>	<p><b>20 宅配便は一回で受け取ろう!</b></p> <p>日時指定や宅配ボックス、コンビニ受取、置き配などで自分の好きな時間に受け取り、再配達の手料使用を減らせます</p>  <p>CO<sub>2</sub>削減量 0.4kg</p>
--	---	--

暮らし

買い物

**21** お気に入りの服を長く着よう！  
フリマやリユースショップ、シェアリングサービスを活用しよう！  
CO<sub>2</sub>削減量 21.1kg

**22** 地産地消！新潟の旬のものを食べよう！  
CO<sub>2</sub>削減量 2.5kg

環境にやさしい取組を知り、ゼロチャレ仲間を捜そう！



**23** 買い物は必要な量だけを買って、食品ロスを減らそう！  
CO<sub>2</sub>削減量 1.6kg 節約金額 2,830円

**24** 外食の時は食べきれず分だけ注文して、食品ロスを減らそう！  
CO<sub>2</sub>削減量 0.6kg



**25** 地球にやさしい製品・サービスを選ぼう！

**26** 自動車の購入・買い替えはエコカーにしよう！  
燃費が向上するだけでなく、停電時には電源として使える車もあります。環境にやさしく、快適なカーライフを楽しむことができます  
CO<sub>2</sub>削減量 20.3kg 節約金額 2,090円

**27** テレワークを取り入れよう！  
CO<sub>2</sub>削減量 14.7kg 節約金額 1,056円

**28** エコドライブを実践しよう！  
エコドライブは燃費向上・CO<sub>2</sub>削減につながるだけでなく、大切な人を守る安全な運転方法です  
CO<sub>2</sub>削減量 12.8kg 節約金額 920円

**29** 近いところへは自転車、徒歩で移動しよう！公共交通機関を利用しよう！  
CO<sub>2</sub>削減量 5.6kg 節約金額 400円

**30** タイヤの空気圧をチェックして車の燃費を改善しよう！  
CO<sub>2</sub>削減量 5.5kg 節約金額 400円

CO<sub>2</sub>削減量と節約金額は1か月分を示しています。

移動

あなたの家庭のゼロチャレ度をチェック！

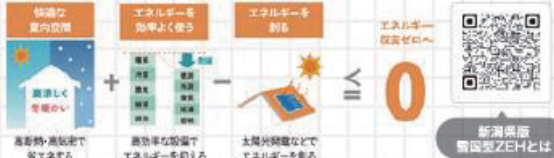
ウェブサイトでは、生活の中で実践した「にいがたゼロチャレ30」の取組にチェックすると、あなたの家庭の1か月分のCO<sub>2</sub>削減量や節約金額がわかります。チャレンジした「にいがたゼロチャレ30」をチェックしてみましょう！



にいがたゼロチャレ30チェック！

新潟県版雪国型ZEHとは

「ZEH」は、「net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)」の略で、家庭で使うエネルギー収支をゼロ以下にする家のことです。  
新潟県では、新潟県の気候にあわせた高断熱で気密性が確保された住宅を「新潟県版雪国型ZEH」と定め、普及に取り組んでいます。



新潟県版雪国型ZEHとは

あなたにできる取組は何だろう？  
できることから始めてみよう！



詳しい情報はホームページへ

新潟ゼロチャレ 検索



このチラシの印刷時に排出されるCO<sub>2</sub>は、佐渡市の「トキの森」発電に資金提供することによりオフセットしています

資料：新潟県 HP 「新潟県脱炭素ポータル」  
(<https://niigata-2050-zerocarbon.jp/challenge30/>)

## ■ 新発田市環境基本計画策定体制

新発田市環境審議会（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

会長：中井 裕

副会長：伊藤 和彦

区分	氏名	所属等
学識経験者	山口 隆司	長岡技術科学大学 技術科学イノベーション系 教授
	中井 裕	新潟食料農業大学 学長
	房 文慧	敬和学園大学 教授
各種団体等	宮村 康民	新発田食品工業団地協同組合 専務理事
	小林 和美	新発田商工会議所女性会 会長
	熊谷 清	新発田市自治会連合会 会長
	大沢 昌一郎	公益財団法人 新潟県環境保全事業団 新潟県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	佐藤 恭子	特定非営利活動法人 ユー&ミーの会 理事長
	篠田 令子	特定非営利活動法人 加治川ネット21 副理事長
	新田見 光弘	新発田川を愛する会 副会長
	清野 茂孝	北新潟農業協同組合 経営管理委員
	樋口 明日香	月岡温泉旅館協同組合 ホテル清風苑 若女将
	伊藤 和彦	新潟県地球温暖化防止活動推進員
	金平 弘之郎	佐々木小学校 校長（新発田市小学校長会）
行政機関	山本 満久	下越森林管理署 署長
	近藤 将弘	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課 課長
	高山 寿昭	新発田地域広域事務組合 総務課長

敬称略

# ■ 新発田市環境基本条例

平成13年3月14日  
条例第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本施策
  - 第1節 施策の基本方針（第7条）
  - 第2節 環境基本計画（第8条・第9条）
  - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）
- 第3章 環境審議会（第21条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人の豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

#### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本施策

### 第1節 施策の基本方針

第7条 市は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺空間等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

### 第2節 環境基本計画

#### （環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ新発田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、新発田市情報公開条例(平成10年新発田市条例第35号)に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献する施策を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 環境審議会

第21条 市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新発田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(新発田市公害防止条例の一部改正)

2 新発田市公害防止条例(昭和48年新発田市条例第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(新発田市自然環境保全条例の一部改正)

3 新発田市自然環境保全条例(昭和49年新発田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(新発田市緑化推進条例の一部改正)

4 新発田市緑化推進条例(昭和49年新発田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## ■ 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条に規定する「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているもので、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

### 環境基準等一覧

#### (1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること

#### (2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

##### ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シ-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準値	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオホルム
基準値	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジシロリン酸	
基準値	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下	
備考							
1 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。							
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。							
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 (以下、省略)							

イ 生活環境の保全に関する基準  
 (ア) 河川 (湖沼を除く。)

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)(以下、省略)						
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全						
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの						
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの						
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの						
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用						
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用						
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用						
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの						
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの						
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの						
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表 II

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

## BODと魚の生息状況

BOD		適用
1mg/L 以下	↑	きれい
2mg/L 以下		山岳部で見られるような河川 自然景勝
3mg/L 以下		ヤマメ、イワナ等が生息
4mg/L 以下		サケ、アユが生息
5mg/L 以下		コイ、フナが生息
6mg/L 以下		汚い

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表Ⅱ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。) 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度			

表Ⅲ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

表Ⅳ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

## (ウ) 海域

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。 2 省略						
注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表 II

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及び II 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種 及び IV の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度			

表 III

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

表IV

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下

### (4) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。


ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によること ができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

70 デシベル	うるさい 	幹線道路周辺(昼間)、バスの車内、新幹線の車内
60 デシベル		デパートの店内、普通の会話 走行中の自動車内
55 デシベル		役所の窓口、書店の店内
50 デシベル		エアコンの室外機 静かな事務所
45 デシベル		霊園(昼間)、町の戸建住宅(昼間) 図書館の館内
40 デシベル	静か	深夜の郊外住宅地 山村の田畑

### (5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1～2 省略	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

### (6) ダイオキシン類による大気汚染等に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	
3～4 省略	

## ■ アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

	市民アンケート調査	事業者アンケート調査	中学生アンケート調査
調査対象	新発田市に住民票がある満18歳以上の市民：2,000人（無作為抽出）	新発田市に立地している事業所：200社（無作為抽出）	市内の中学校3年生：823人
調査方法	郵送によるアンケート用紙配付・回答は郵送またはインターネットを通じて回収	郵送によるアンケート用紙配付・回答は郵送またはインターネットを通じて回収	学校を通じて調査依頼・回答はMicrosoft Formsのアンケートフォームより回収
調査期間	令和7年8月25日（月）～令和7年9月16日（火）	令和7年8月25日（月）～令和7年9月16日（火）	令和7年9月3日（水）～令和7年9月25日（木）
回収結果	有効回答数：845件（回収率：42.3%）	有効回答数：111件（回収率：55.5%）	有効回答数：690件（回収率：83.8%）

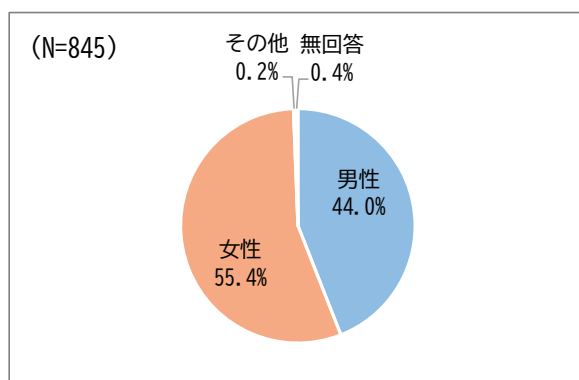
※集計結果については、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合があります。

### (2) 調査結果

#### ① 市民アンケート調査

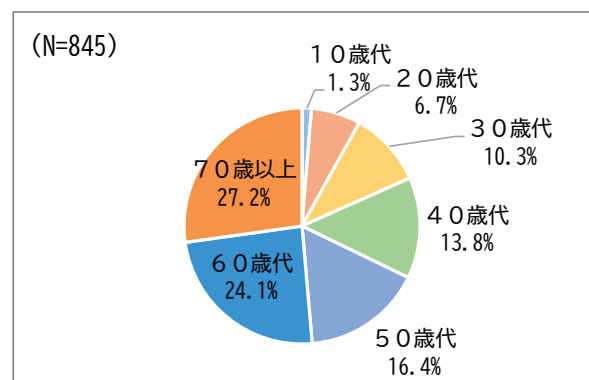
##### 【属性】

##### ○ 性別



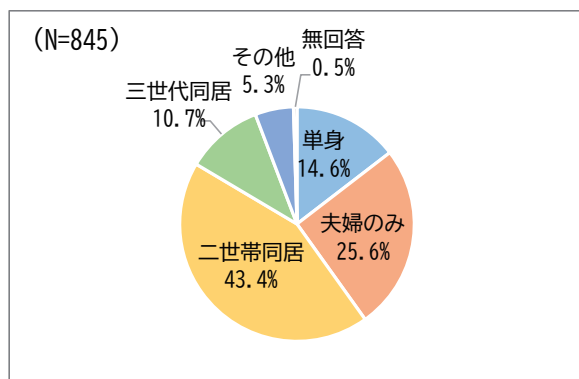
「男性」が44.0%、「女性」が55.4%となっており、やや「女性」の方が多くなっています。

##### ○ 年齢



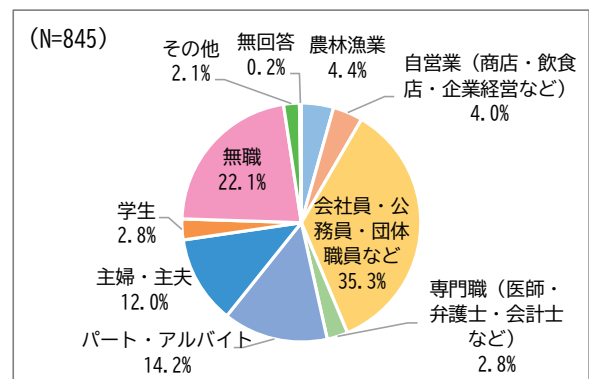
「70歳以上」が27.2%と最も多く、次いで「60歳代」が24.1%、「50歳代」が16.4%となっています。

##### ○ 家族構成



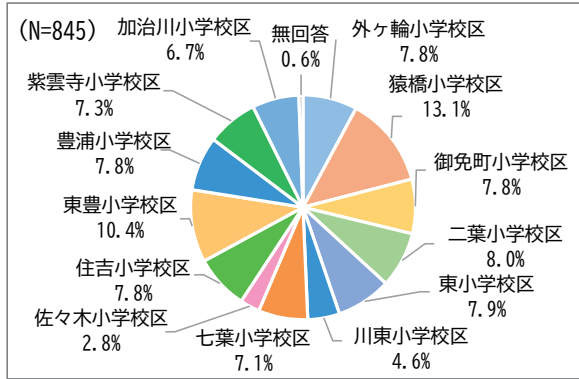
「二世帯同居」が43.4%と最も多く、以下「夫婦のみ」が25.6%、「単身」が14.6%となっています。

##### ○ 職業



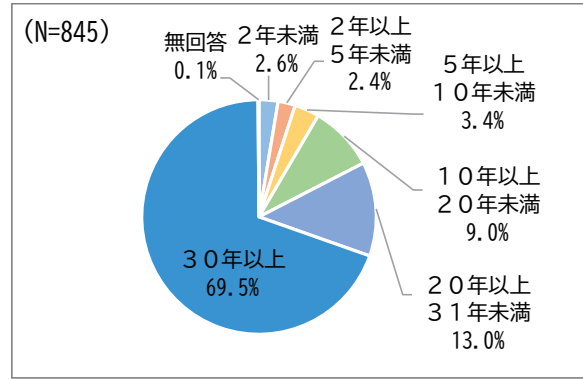
「会社員・公務員・団体職員など」が最も多く35.3%、次いで「無職」が22.1%、「パート・アルバイト」が14.2%となっています。

○ 居住地区



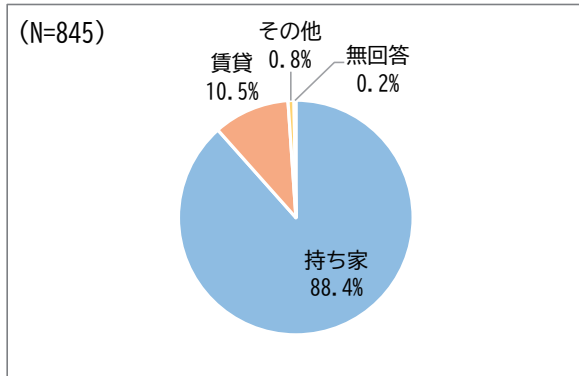
「猿橋小学校区」が最も多く13.1%、次いで「東豊小学校区」が10.4%となっていますが、比較的均等に分布しており、バランスの取れた結果となりました。

○ 居住年数



「20年以上30年未満」が最も多く69.5%、次いで「30年以上」が13.0%となっており、長く新発田市に住んでいる人が多いことがうかがえます。

○ 居住形態



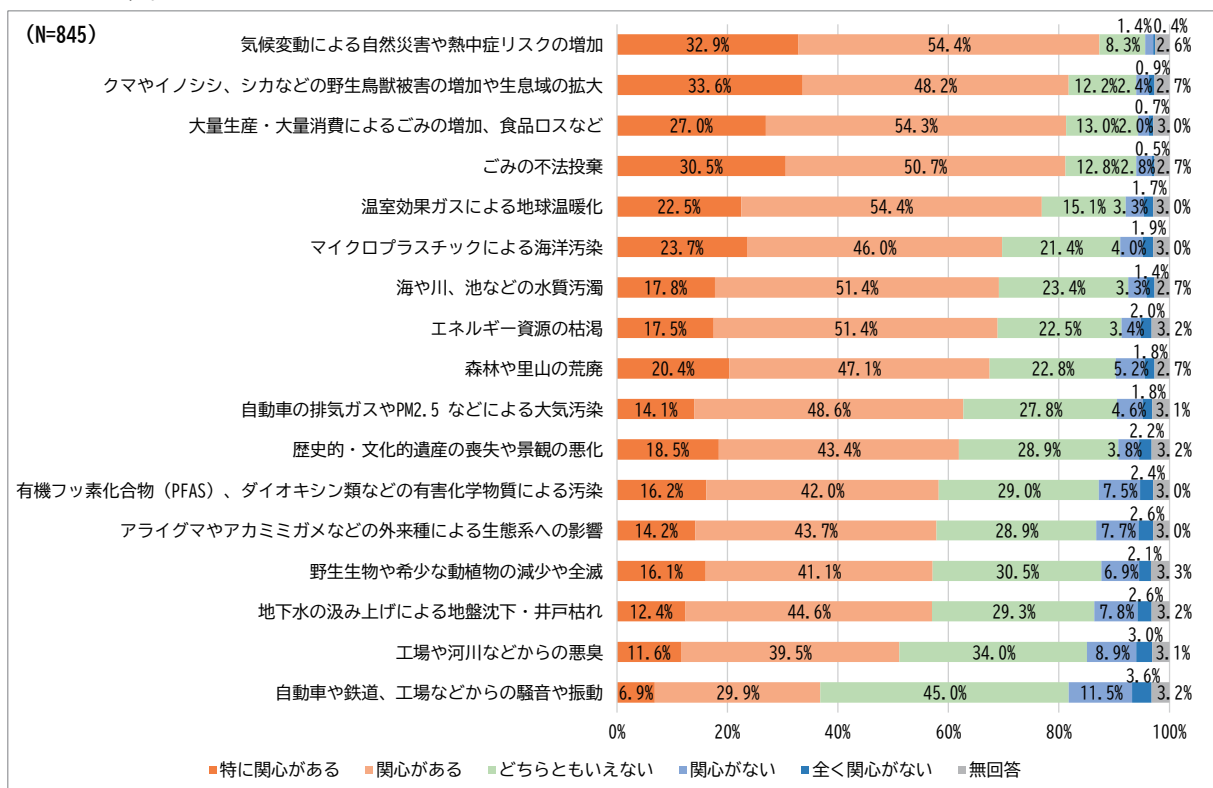
「持ち家」が多く88.4%、「賃貸」が10.5%となっています。

## 【環境問題に対する意識について】

### ○ 環境問題への関心度

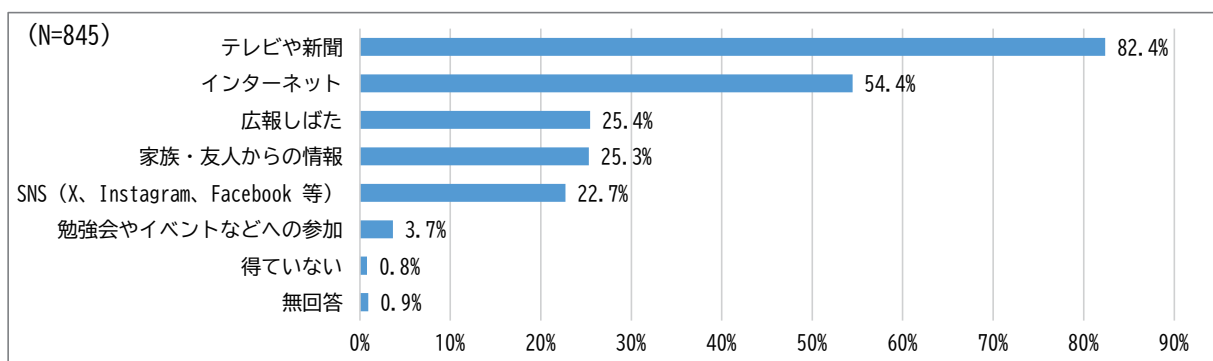
環境問題に対する関心度を5段階評価で尋ねたところ、「特に関心がある」と「関心がある」を合わせた割合は、「気候変動による自然災害や熱中症リスクの増加」「クマやイノシシ、シカなどの野生鳥獣被害の増加や生息域の拡大」「大量生産・大量消費によるごみの増加、食品ロスなど」「ごみの不法投棄」が80%以上と高くなっています。次いで「温室効果ガスによる地球温暖化」が約77%、「マイクロプラスチックによる海洋汚染」「海や川、池などの水質汚濁」「エネルギー資源の枯渇」が70%程度となっています。

自然災害や熱中症リスク、野生鳥獣被害やごみ問題など、日常生活や地域社会に直接影響する問題への関心が非常に高く、次いで地球温暖化やマイクロプラスチック、エネルギー問題などへの地球規模の問題に関心があることがわかります。一方、「工場や河川などからの悪臭」「自動車や鉄道、工場などからの騒音や振動」などの従来の環境問題への関心はあまり高くないことがうかがえます。



### ○ 環境情報の入手経路

環境についての情報は、入手経路として「テレビや新聞」が82.4%と最も多くなっており、次いで「インターネット」が54.4%となっています。「広報しばた」や「家族・友人からの情報」「SNS (X、Instagram、Facebook 等)」なども一定の役割を果たしていることがうかがえます。

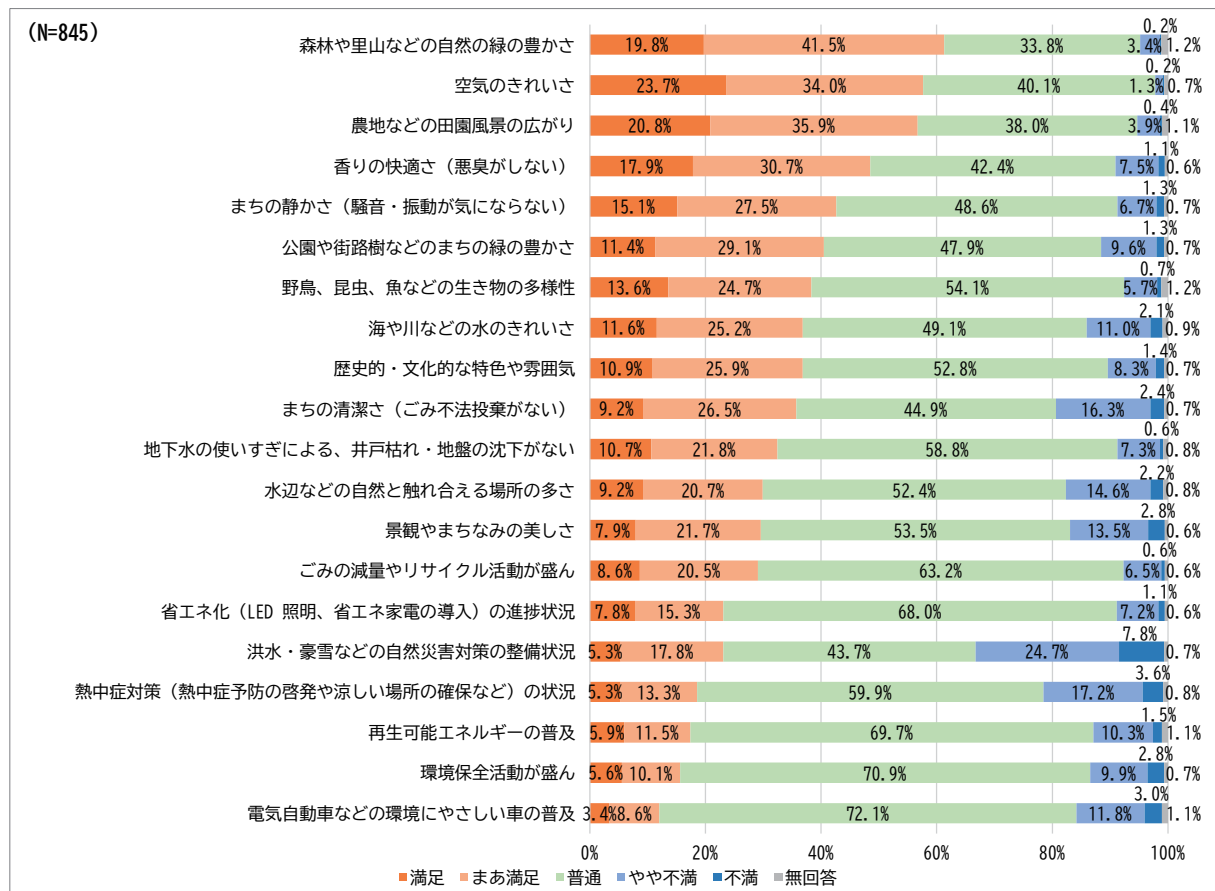


## 【身の回りの環境について】

### ○ 環境に対する満足度

市の環境に対する満足度を5段階評価で尋ねたところ、「満足」と「まあ満足」を合わせた割合は、「森林や里山などの自然の緑の豊かさ」が60%以上、「空気のきれいさ」「農地などの田園風景の広がり」が55%以上と高くなっています。次いで「香りの快適さ（悪臭がしない）」「まちの静かさ（騒音・振動が気にならない）」「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」が40%以上となっています。

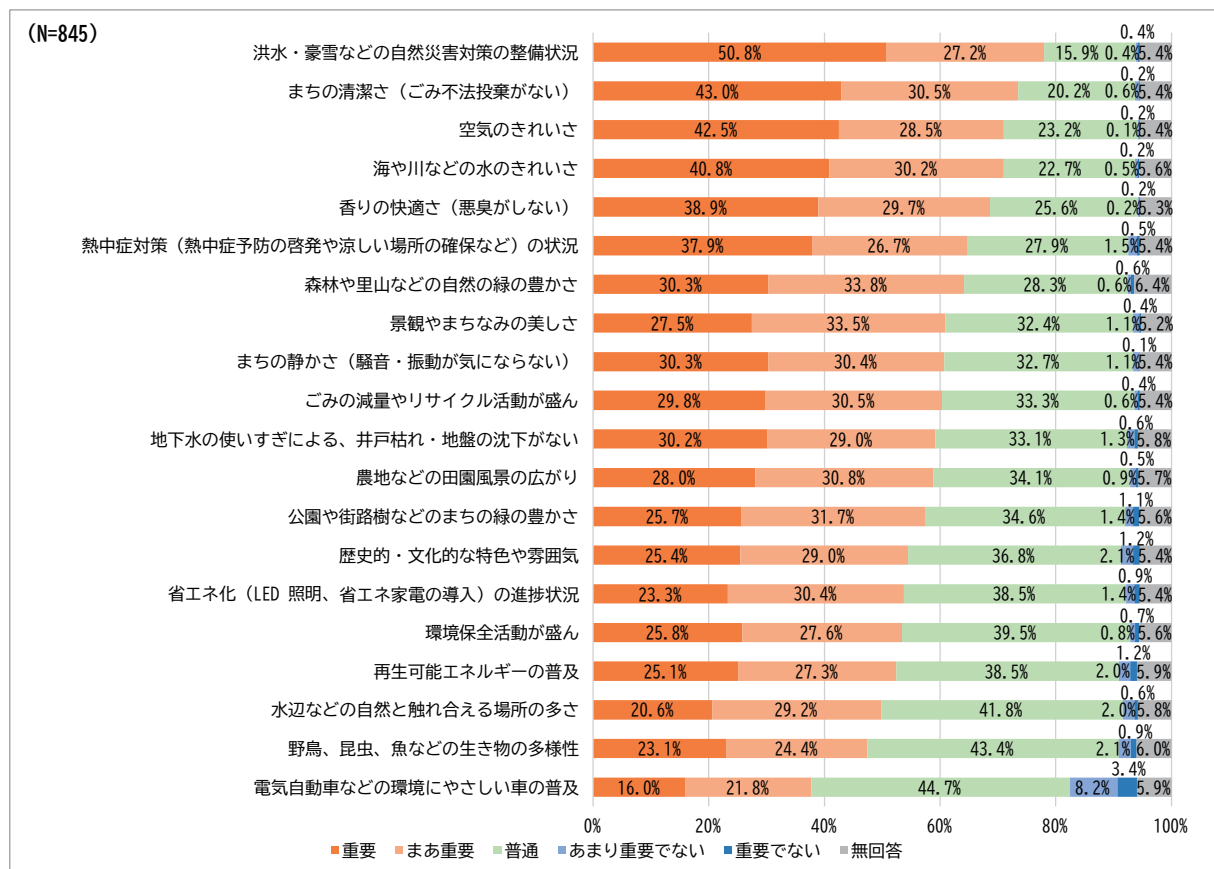
一方、「やや不満」と「不満」を合わせた割合をみると、「洪水・豪雪などの自然災害対策の整備状況」が32.5%と最も高くなっています。次いで「熱中症対策（熱中症予防の啓発や涼しい場所の確保など）の状況」が20%以上となっています。



### ○ 環境に対する重要度

市の環境に対する10年後に向けた重要度を5段階評価で尋ねたところ、「重要」と「まあ重要」を合わせた割合は「洪水・豪雪などの自然災害対策の整備状況」が78%と最も高くなっています。次に、「まちの清潔さ（ごみ不法投棄がない）」「空気のきれいさ」「海や川などの水のきれいさ」が70%以上となっています。環境に対する満足度が低い項目や、生活に直結する項目が重要視されていることがわかります。

一方で、「再生可能エネルギーの普及」や「脱炭素につながる取組」などの項目は、「重要」と「まあ重要」と回答した割合が相対的に低く、市民にとって日常生活とのつながりやメリットがイメージしにくい状況がうかがえます。こうした背景から、再エネや省エネの効果、脱炭素の必要性について、市民が誤解なく理解できるよう、正確でわかりやすい情報発信を強化することが重要です。



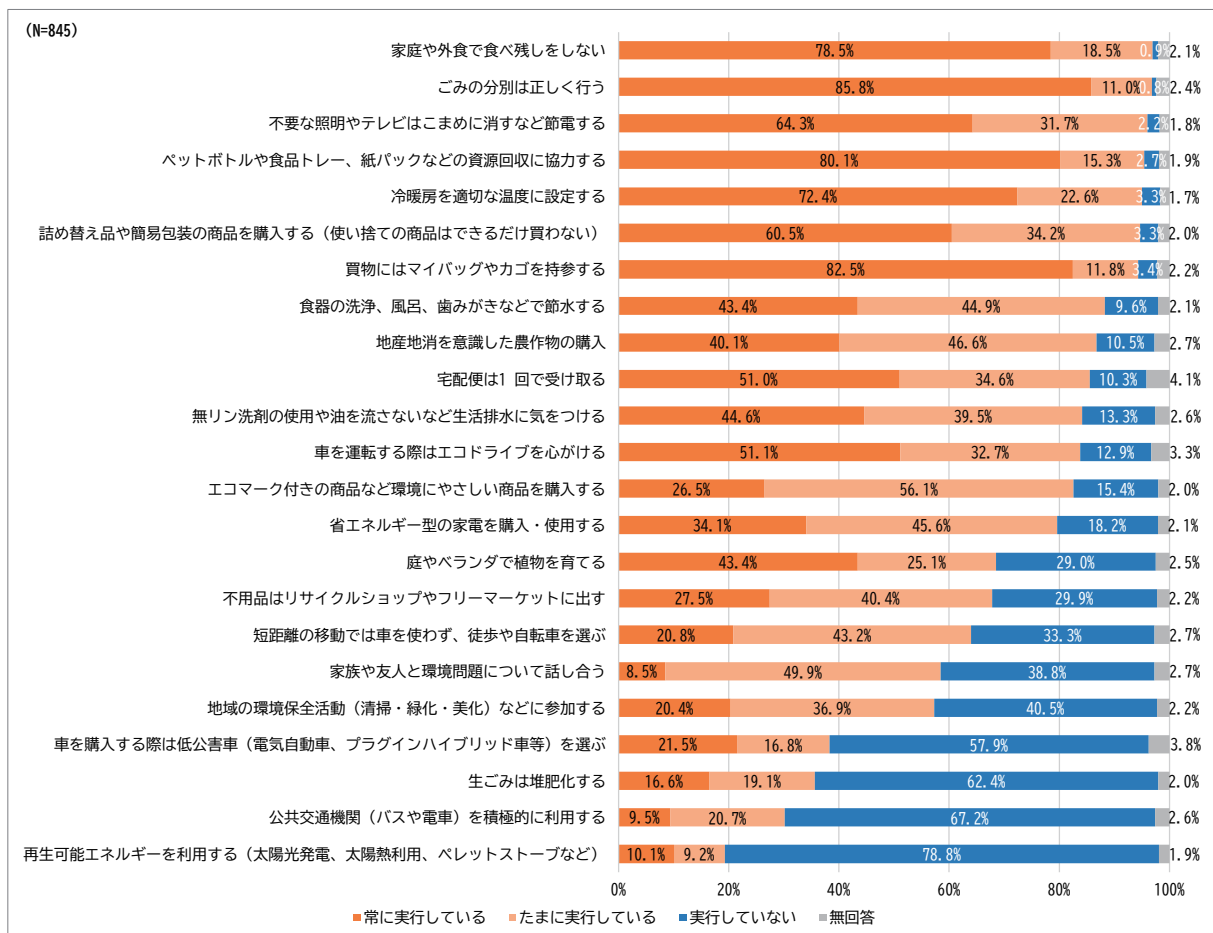
## 【環境保全活動について】

### ○ 環境に配慮した行動

環境に配慮した行動の実践状況を尋ねたところ、「常に実行している」項目は「ごみの分別は正しく行う」「買物にはマイバッグやカゴを持参する」「ペットボトルや食品トレイ、紙パックなどの資源回収に協力する」が80%以上となっており、ほとんどの人の生活で習慣化されていることがわかります。

「常に実行している」と「たまに実行している」を合わせた割合は、上記に挙げた項目の他に「家庭や外食で食べ残しをしない」「不要な照明やテレビはこまめに消すなど節電する」「冷暖房を適切な温度に設定する」「詰め替え品や簡易包装の商品を購入する（使い捨ての商品はできるだけ買わない）」が90%以上と高くなっており、日常で実践しやすい項目が挙がっています。

一方で、「実行していない」と回答した項目の割合をみると、「再生可能エネルギーを利用する（太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブなど）」「公共交通機関（バスや電車）を積極的に利用する」「生ごみは堆肥化する」が60%以上となっており、コストや生活習慣の変更を伴う行動は取組の難易度が高いことがうかがえます。



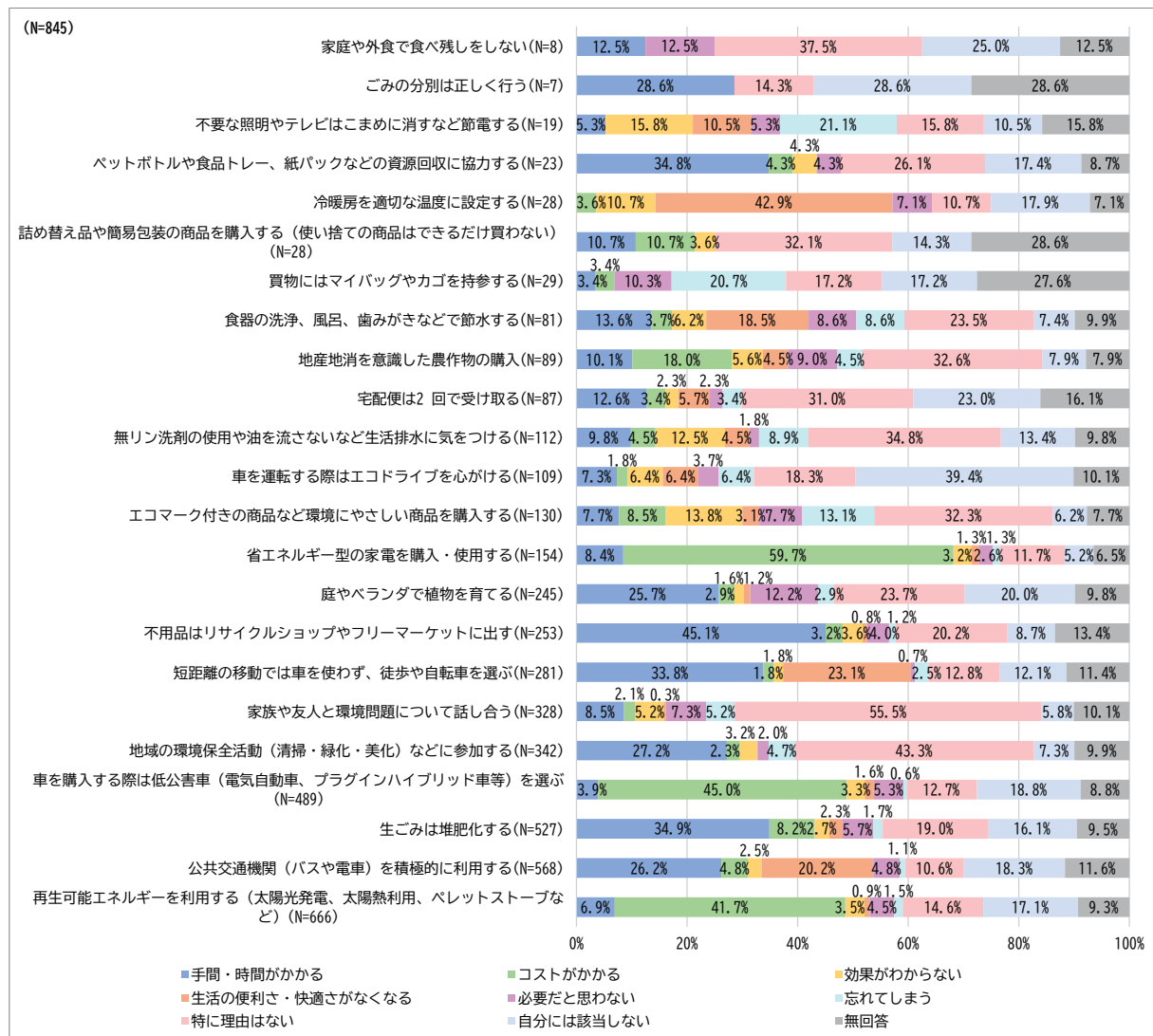
## ○ 環境配慮行動を実行していない理由

環境に配慮した行動を実行していない理由をみると、「再生可能エネルギーを利用する（太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブなど）」では「コストがかかる」が約42%となっており、「車を購入する際は低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド車等）を選ぶ」「省エネルギー型の家電を購入・使用する」でもコストが大きな障壁となっています。

「生ごみは堆肥化する」や「不用品はリサイクルショップやフリーマーケットに出す」については、「手間・時間がかかる」が40%前後となっています。

「公共交通機関（バスや電車）を積極的に利用する」は「手間・時間がかかる」や「生活の利便さ・快適さがなくなる」が大きな理由となっています。

以上のことから、未実施の理由はコスト負担や手間・時間がかかること、生活の利便性低下が大きな要因であることがわかります。一方、「効果がわからない」や「必要だと思わない」という理由は比較的少なくなっています。

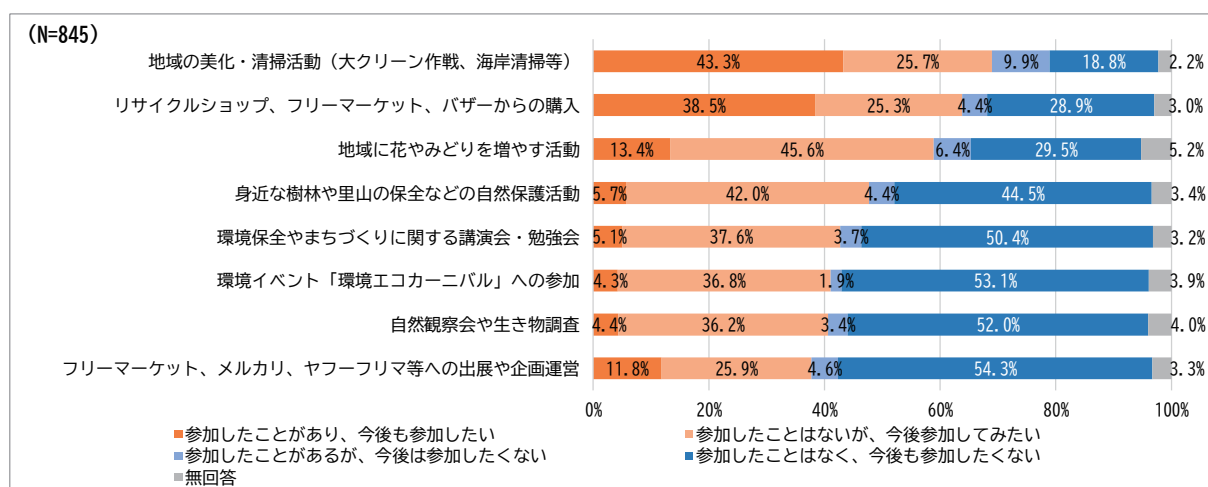


## ○ 環境保全活動等への参加状況

環境保全活動等への参加状況を尋ねたところ、「地域の美化・清掃活動（大クリーン作戦、海岸清掃等）」で「参加したことがあり、今後も参加したい」の割合が最も多く43.3%となっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」も含めると約70%が今後参加したいと回答しています。また、「リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーからの購入」で「参加したことがあり、今後も参加したい」の割合が38.5%、「参加したことはないが、今後参加してみたい」を含めると約64%となっています。「地域に花やみどりを増やす活動」については、参加経験は少ないものの合わせて59%が今後参加したいと回答しています。

その他の項目は参加経験が非常に少なく、10%前後となっており、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」と「参加したことはなく、今後も参加したくない」を合わせた割合がおおよそ半数以上となっています。

身近で生活に結び付く活動の参加経験・意向が高い一方、自然観察会や環境イベント、勉強会など専門性や時間を要する活動は参加率・意向ともに低く、敷居の高さがうかがえます。

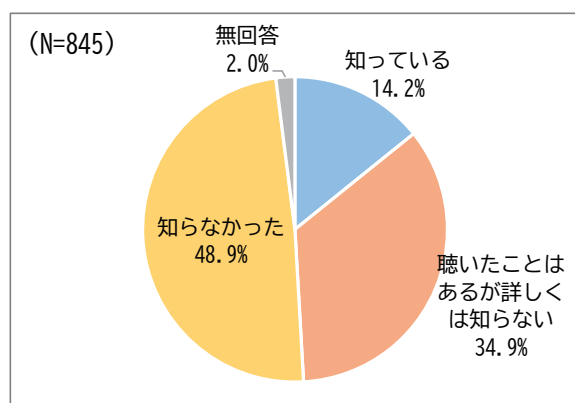


## 【これからの市の環境について】

### ○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

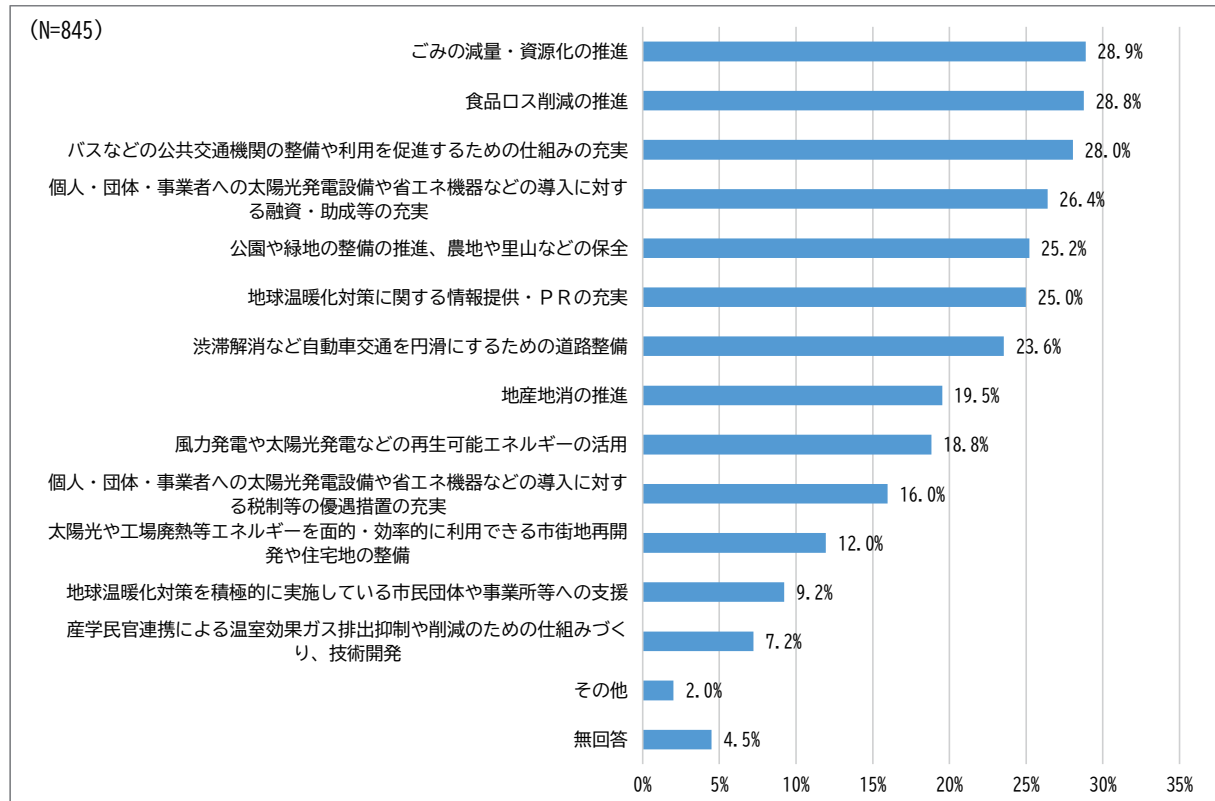
市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知らなかった」がおおよそ半数を占めており、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」が約35%となっています。

市ではゼロカーボンに向けた取組を進めてきましたが、十分に伝わっていない面がうかがえます。今後は、取組の趣旨や具体的な効果、生活面のメリットなどを、分かりやすく発信していくことが重要です。



### ○ 地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策

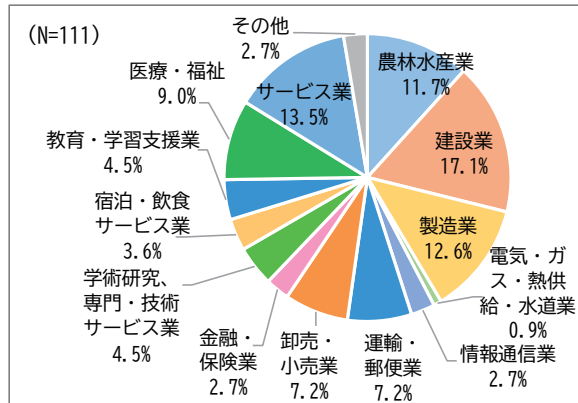
市が進めるべき重点施策は、「ごみの減量・資源化の推進」「食品ロス削減の推進」「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」が28%以上と高くなっており、生活に直結する取り組みが重視されています。次いで、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」「公園や緑地の整備の推進、農地や里山などの保全」「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」が25%以上と一定のニーズがあります。



## ② 事業者アンケート調査

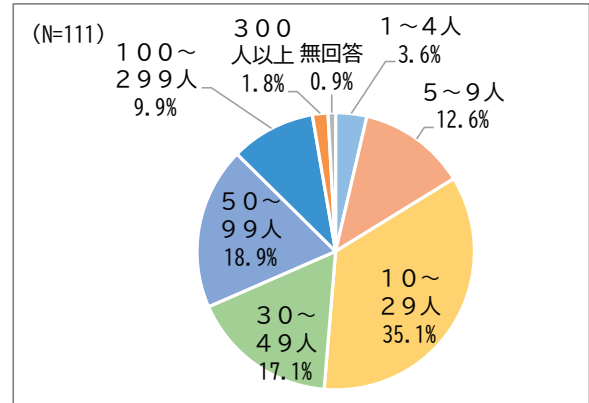
### 【属性】

#### ○ 業種



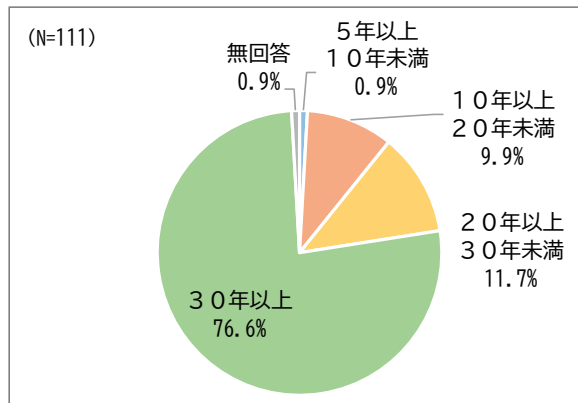
「建設業」が17.1%と最も多く、次いで「サービス業」が13.5%となっています。「製造業」（12.6%）や「農林水産業」（11.7%）が多いのも特徴です。

#### ○ 従業員規模（パートやアルバイト含む）



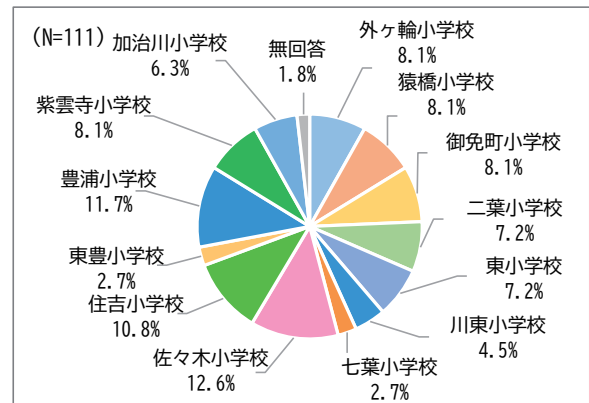
「10～29人」が35.1%と最も多く、次いで「50～99人」が18.9%となっています。100人未満の事業者が約9割となっていることがわかります。

#### ○ 事業（操業）年数



「30年以上」が76.6%と最も多く、回答した事業者の大半は長期にわたり事業を継続していることがわかります。

#### ○ 所在地（小学校区）



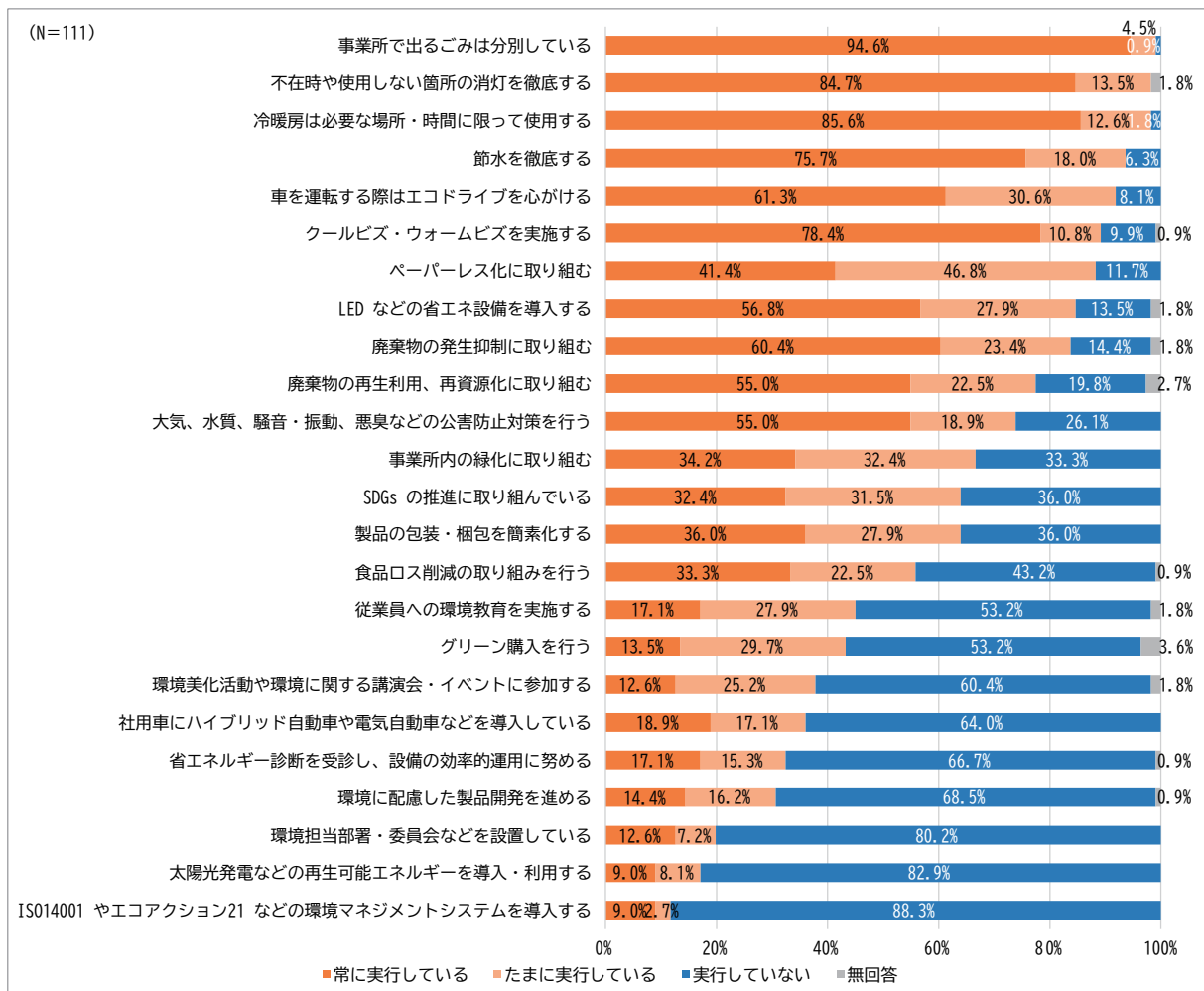
「佐々木小学校」が12.6%と最も多く、次いで「豊浦小学校」が11.7%となっていますが、比較的均等に分布しており、バランスの取れた結果となっています。

## 【環境保全に対する意識】

### ○ 環境保全のための取組

環境保全の取組の実行状況を尋ねたところ、「常に実行している」と「たまに実行している」を合わせた割合は、「事業所でごみは分別している」が約99%と最も多く、次いで「不在時や使用しない箇所の消灯を徹底する」や「冷暖房は必要な場所・時間に限って使用する」が約98%となっています。ごみの分別や省エネなど、コスト削減や義務化に近い取組は定着していることがわかります。

一方で、「実行していない」と回答があった項目をみると、「ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入する」「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用する」「環境担当部署・委員会などを設置している」が80%以上となっており、制度導入や再エネ利用など、コストや専門知識が必要な取組はほとんど進んでいないことがうかがえます。

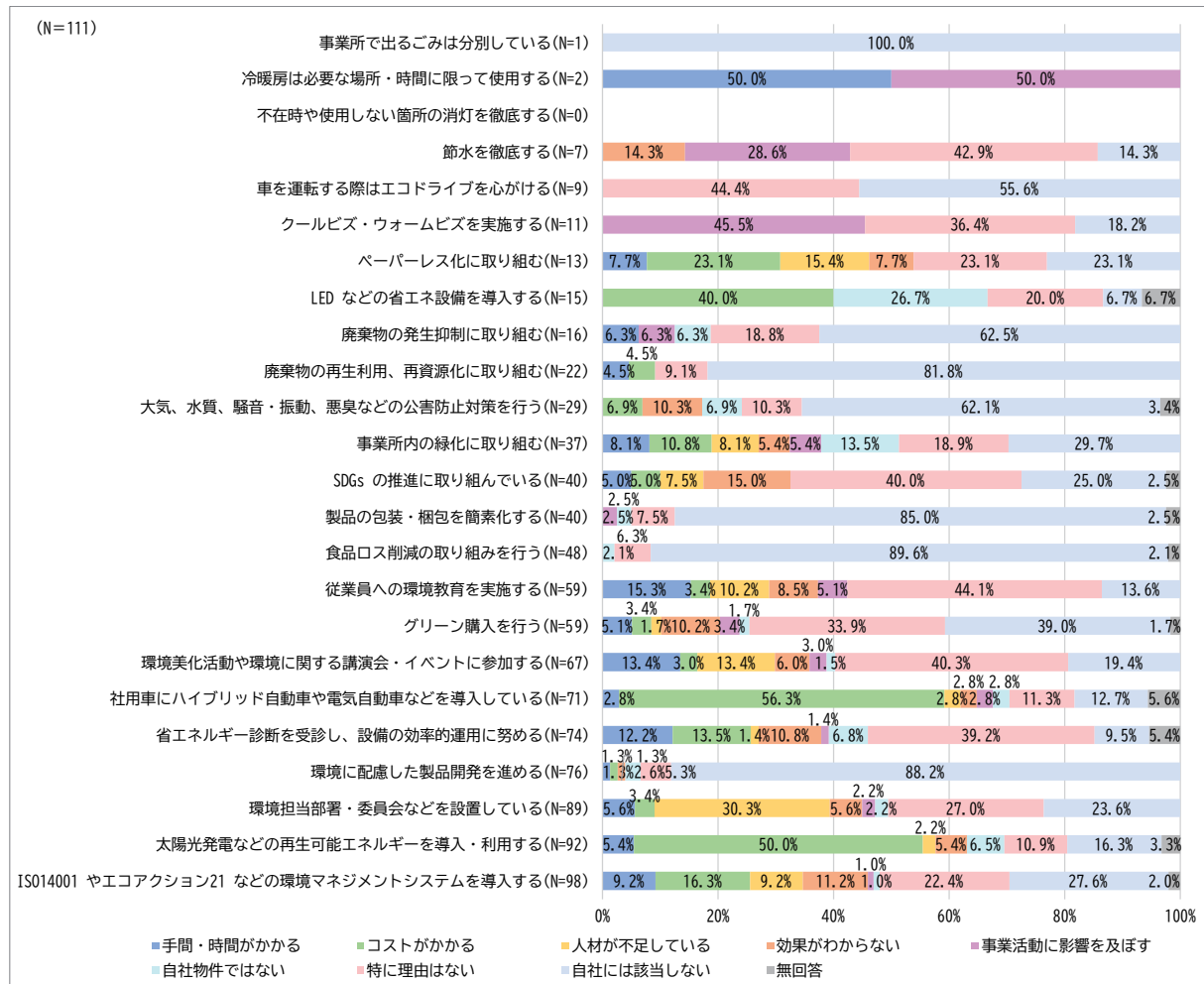


## ○ 環境保全の取組を実行していない理由

環境保全の取組を実行していない理由を尋ねたところ、回答人数が多い「ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムを導入する」や「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用する」では、「コストがかかる」と「特に理由はない」の割合が大きくなっています。

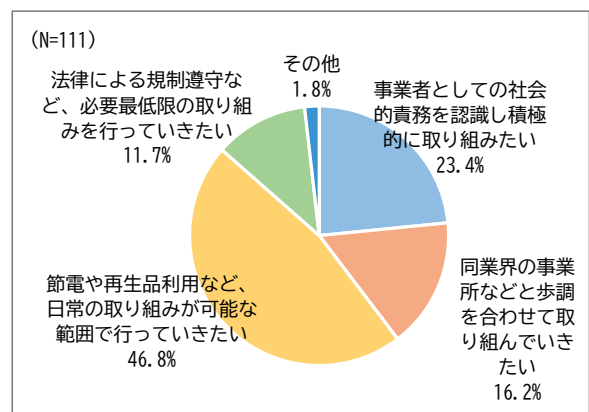
次いで「環境担当部署・委員会などを設置している」では「人材が不足している」と「特に理由はない」の割合が大きくなっています。

コスト負担が大きい取組以外は「特に理由はない」の割合が高いため、理由や根拠を示し、理解してもらうことで、実行に転じる可能性があると考えられます。



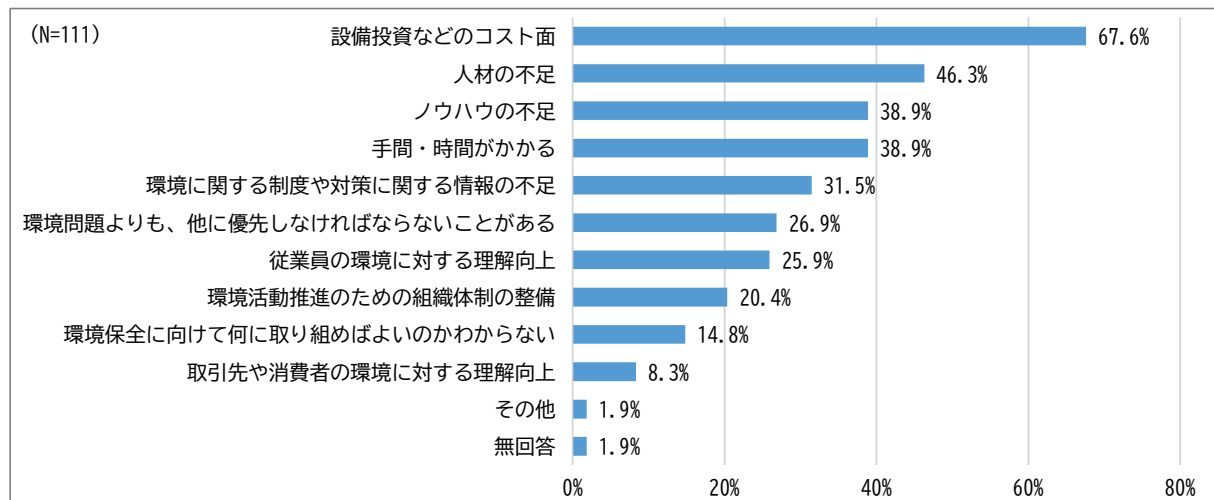
## ○ 環境問題に関する取組意識

環境問題に関する取組への意向を尋ねたところ、「節電や再生品利用など、日常の取り組みが可能な範囲で行っていききたい」が 46.8%と最も高く、次いで「事業者としての社会的責務を認識し積極的に取り組みたい」が 23.4%となっています。負担が少ない取組を希望する事業者が多いことがうかがえます。



### ○ 環境問題への取組に対する課題

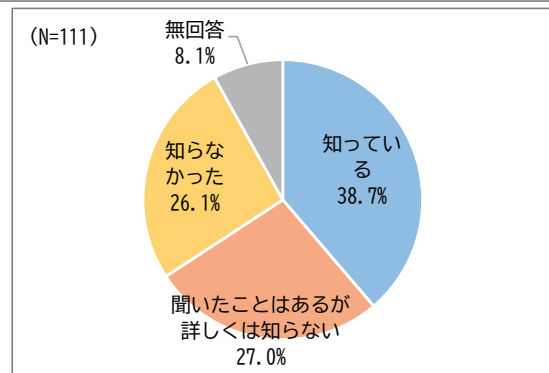
環境問題への取組を進める上での課題を尋ねたところ、「設備投資などのコスト面」が67.6%と最も多くなっています。次いで、「人材の不足」「ノウハウの不足」「手間・時間がかかる」「環境に関する制度や対策に関する情報の不足」の順になっています。



### 【脱炭素への意識や取組状況】

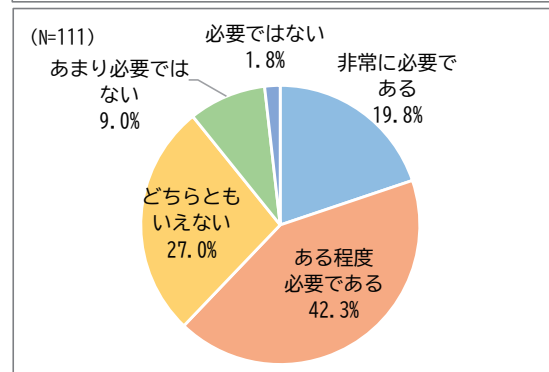
#### ○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知っている」が約40%となっており、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と「知らなかった」が約30%となっています。



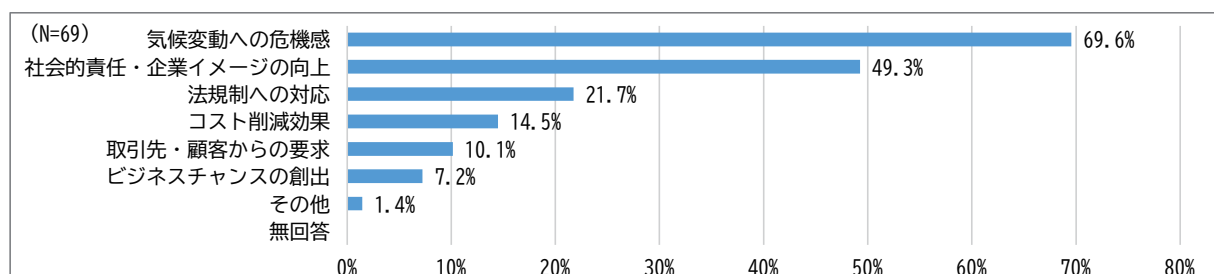
#### ○ 脱炭素化の取組への意識

事業活動の脱炭素化の取組について5段階評価で尋ねたところ、「ある程度必要である」が約40%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27%、「非常に必要である」が約20%となっています。



#### ○ 脱炭素化の取組が必要と考える理由

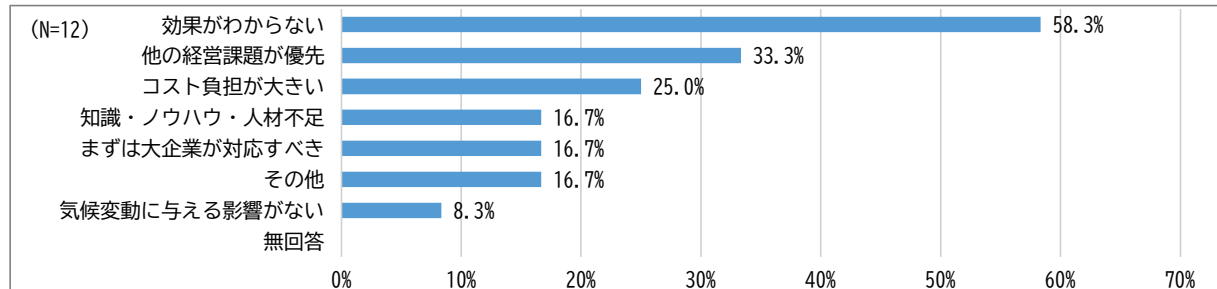
脱炭素化の取組が「非常に必要である」「ある程度必要である」と回答した事業者は、「気候変動への危機感」を一番の理由として挙げています(69.6%)。次いで、「社会的責任・企業イメージの向上」が49.3%となっています。



### ○ 脱炭素化の取組が必要ではないと考える理由

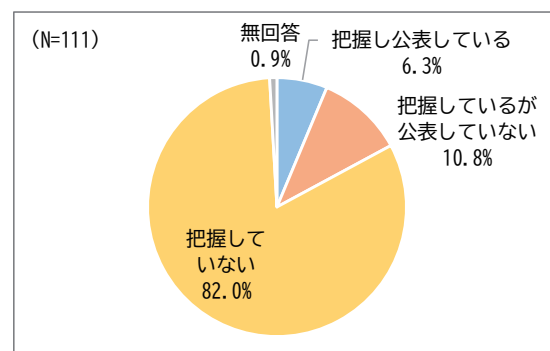
脱炭素化の取組が「必要ではない」「あまり必要ではない」と回答した事業者は、「効果がわからない」を一番の理由として挙げています（58.3%）。次いで、「他の経営課題が優先」が33.3%となっています。

脱炭素化の取組が企業にどんな効果をもたらすのか、情報提供が重要だと考えられます。



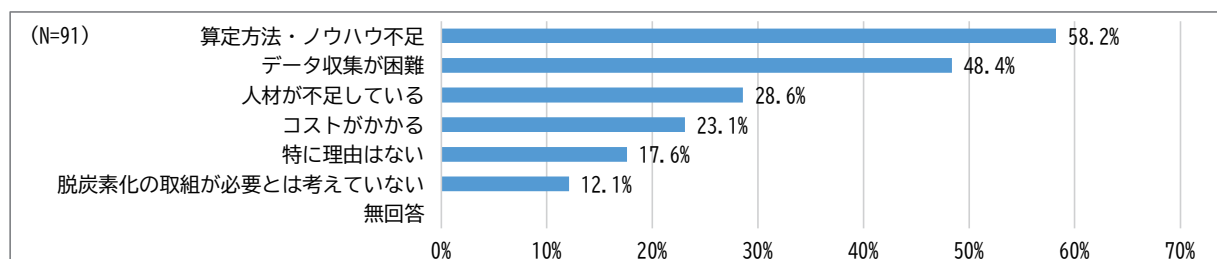
### ○ 温室効果ガス排出量の把握・公表状況

温室効果ガス排出量の把握・公表状況について尋ねると、「把握していない」が82%と最も多くなっています。次いで「把握しているが公表していない」が約10%、「把握し公表している」が約6%となっています。



### ○ 温室効果ガス排出量を把握していない理由

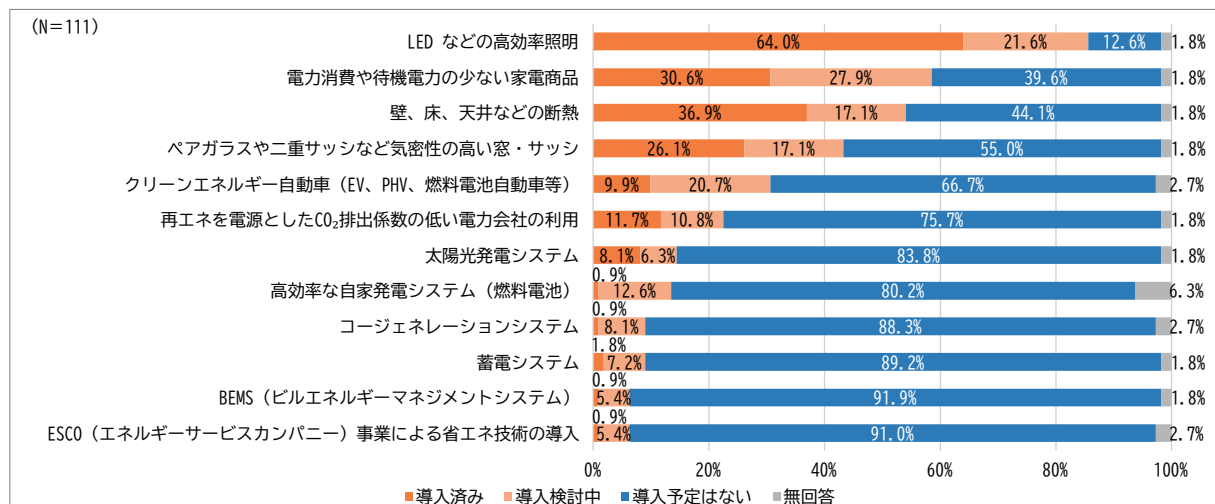
温室効果ガス排出量を把握していない理由は、「算定方法・ノウハウ不足」が58.2%と最も多く、次いで「データ収集が困難」が48.4%となっています。算定方法等の情報提供が重要だと考えられます。



### ○ 地球温暖化防止につながる機器・設備の導入状況

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を尋ねたところ、「導入済み」は「LED などの高効率照明」が最も高く 64%、「電力消費や待機電力の少ない家電商品」と「壁、床、天井などの断熱」は 30%以上となっています。

一方、「導入予定はない」と回答した事業者の割合をみると、「ESCO（エネルギーサービスカンパニー）事業による省エネ技術の導入」と「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」が 92%程度、「蓄電システム」と「コージェネレーションシステム」が 89%程度となっています。エネルギーマネジメント設備に関して、導入のハードルが高いことがうかがえます。

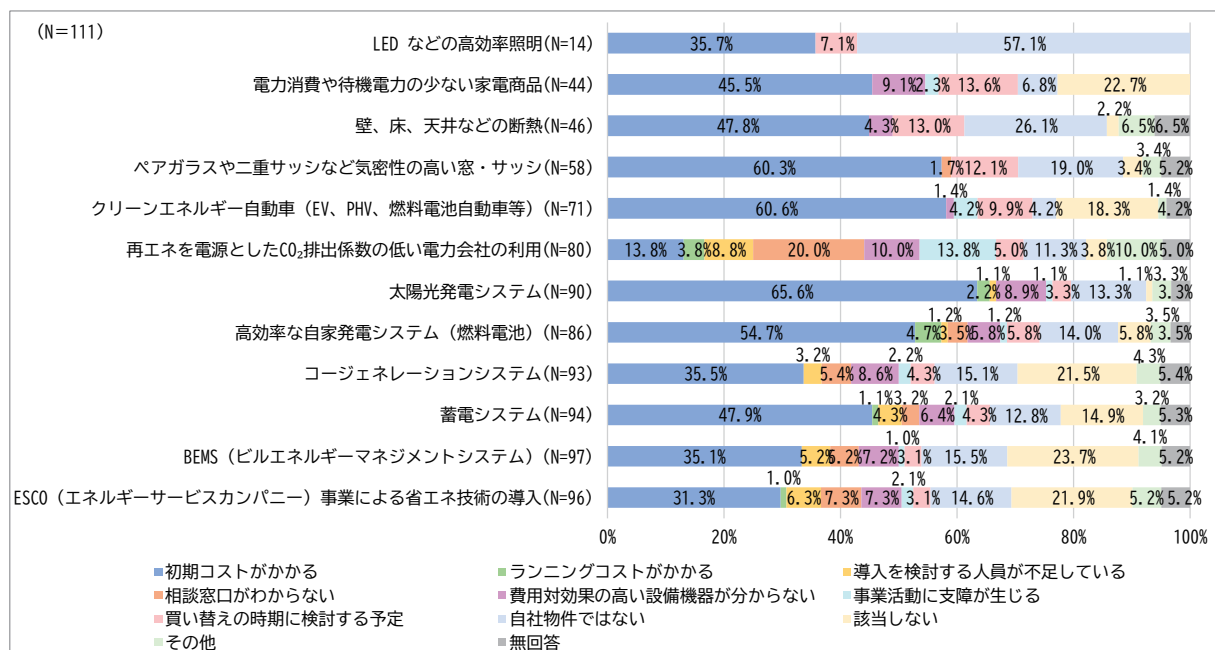


### ○ 地球温暖化防止につながる機器・設備の導入予定がない理由

地球温暖化防止に繋がる機器・設備の導入予定がない理由は、ほとんどの項目で「初期コストがかかる」が最も高くなっています。

「再エネを電源としたCO<sub>2</sub>排出係数の低い電力会社の利用」については、「相談窓口がわからない」が 20%と最も高くなっています。

なお、一つ前の設問で「導入検討中」の割合が多い項目については、「買い替えの時期に検討する予定」の割合が比較的多いことが特徴です。

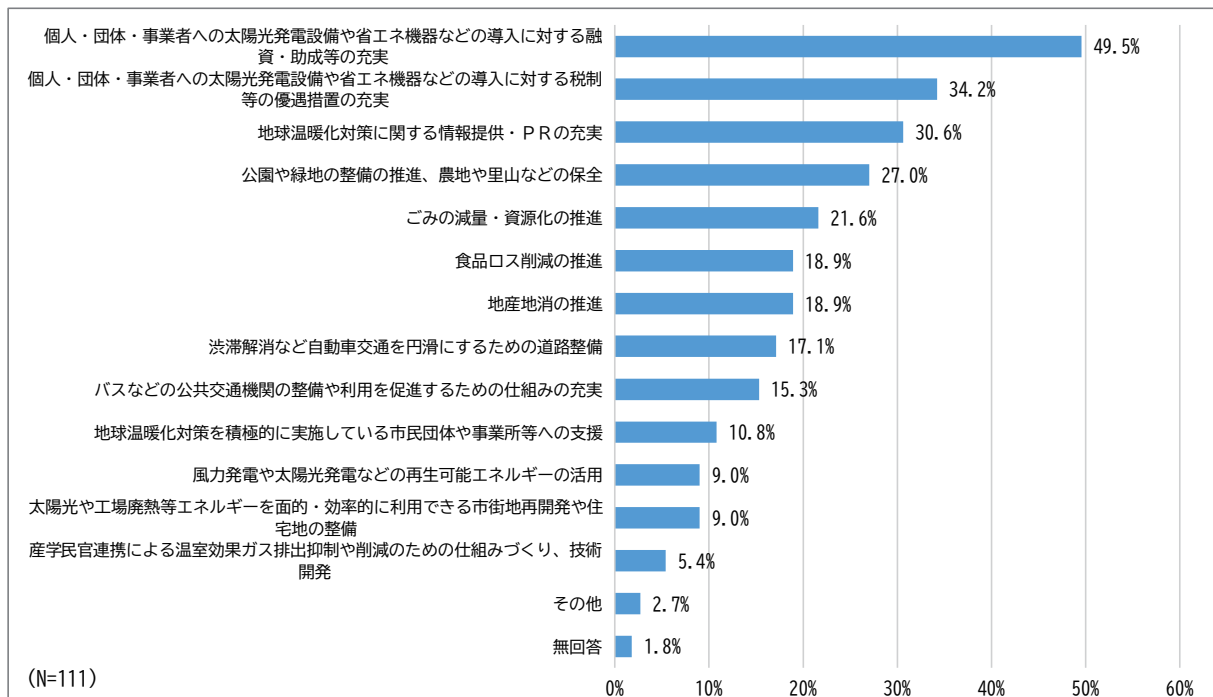


## 【市政について】

### ○ 地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策

地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策は、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」が49.5%と最も高く、次いで「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する税制等の優遇措置の充実」「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」が約30%となっています。

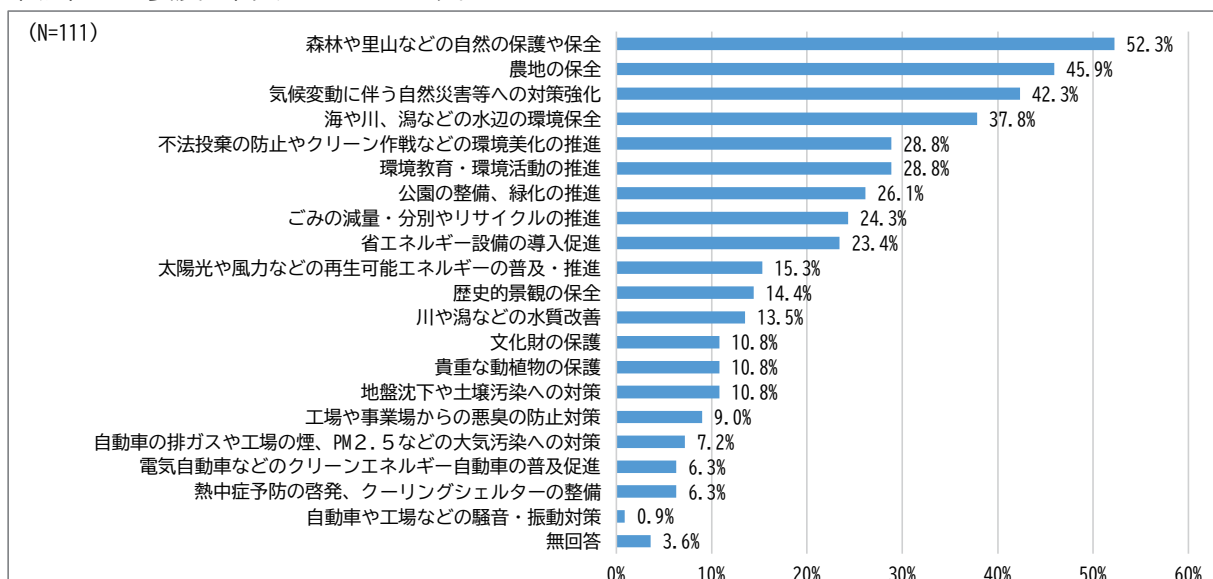
前段の「コストがかかる」や「効果がわからない」といった調査結果とリンクしており、経済的支援や情報提供が重要視されています。



### ○ 環境全般で市が取り組むべき重点施策

市の環境を将来の世代に引き継ぐために、市が取り組むべき重点施策は、「森林や里山などの自然の保護や保全」が最も多く52.3%、次いで「農地の保全」が45.9%、「気候変動に伴う自然災害等への対策強化」が42.3%、「海や川、潟などの水辺の環境保全」が37.8%となっています。

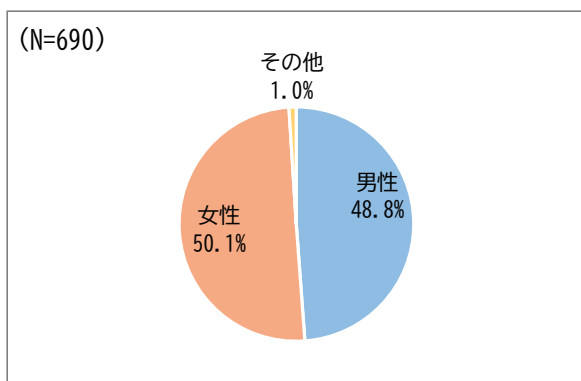
市の豊かな自然を将来に残したいと考えている事業者が多く、人命に直結する自然災害への対策強化も重要度が高くなっています。



### ③ 中学生アンケート調査

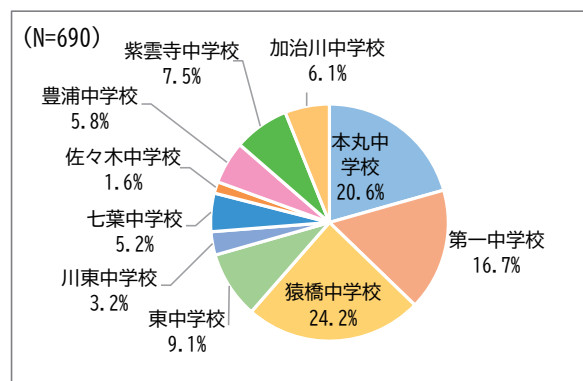
#### 【属性】

##### ○ 性別



「男性」が48.8%、「女性」が50.1%と、ほぼ均等な割合となっています

##### ○ 中学校名



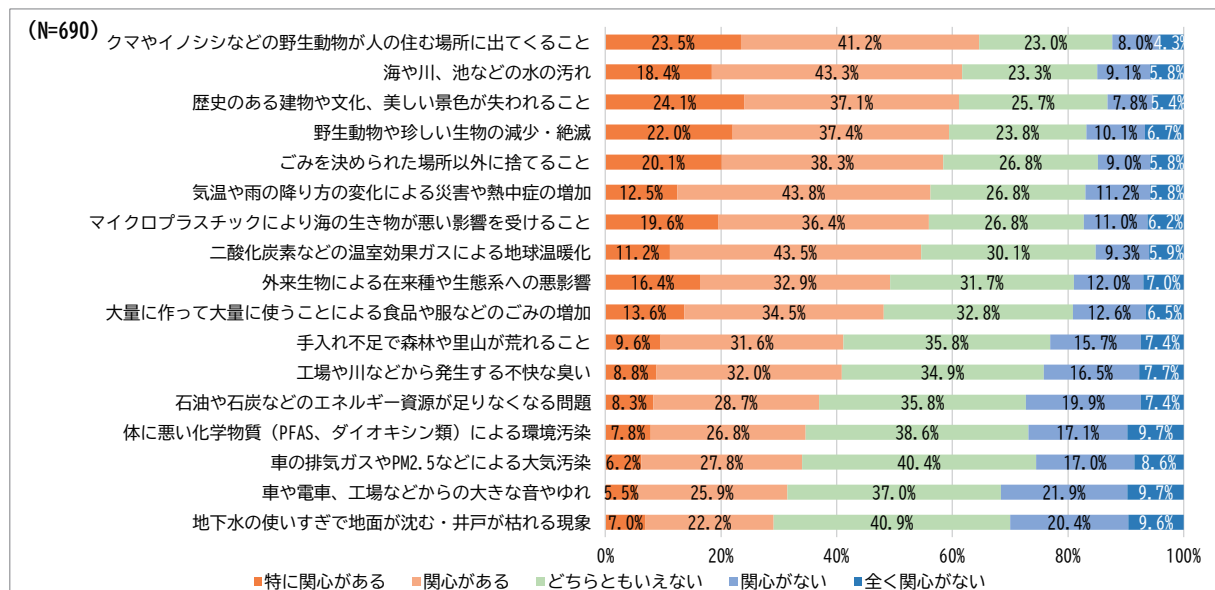
「猿橋中学校」が24.2%と最も多く、次いで「本丸中学校」が20.6%、「第一中学校」が16.7%となっています。

#### 【環境問題に対する意識】

##### ○ 環境問題への関心

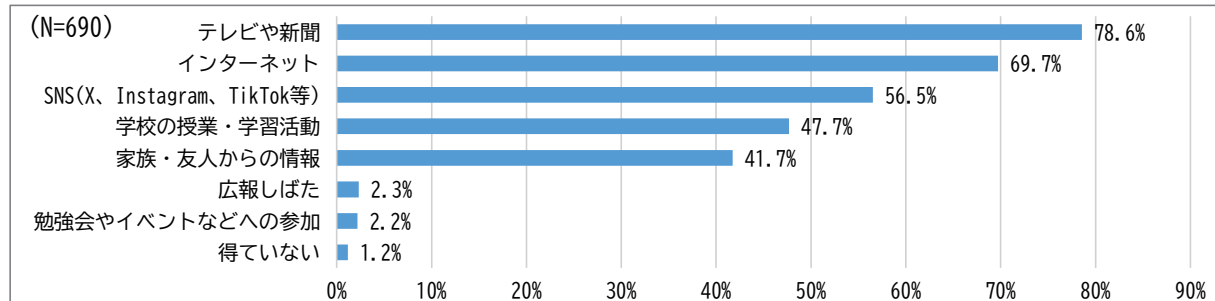
環境問題に対する関心を5段階評価で尋ねたところ、「特に関心がある」と「関心がある」を合わせた割合は、「クマやイノシシなどの野生動物が人の住む場所に出てくること」が約65%と最も高く、「海や川、池などの水の汚れ」と「歴史のある建物や文化、美しい景色が失われること」が60%以上となっており、自然環境だけでなく、歴史的文化にも意識が向いていることがわかります。次いで、「野生動物や珍しい生物の減少・絶滅」「ごみを決められた場所以外に捨てること」「気温や雨の降り方の変化による災害や熱中症の増加」「マイクロプラスチックにより海の生き物が悪い影響を受けること」が55%以上となっています。

生活に直結する環境問題や授業で習う地球規模の問題に関心がある一方で、「地下水の使いすぎで地面が沈む・井戸が枯れる現象」「車の排気ガスやPM2.5などによる大気汚染」「体に悪い化学物質（PFAS、ダイオキシン類）による環境汚染」などの直接的な影響を感じにくい環境問題への関心は低いことがうかがえます。



## ○ 情報の入手経路

環境についての情報は、入手経路として「テレビや新聞」が78.6%と最も多くなっており、次いで「インターネット」が69.7%、「SNS (X、Instagram、Facebook 等)」が56.5%となっています。「学校の授業・学習活動」や「家族・友人からの情報」も大きな役割を果たしていることがうかがえます。



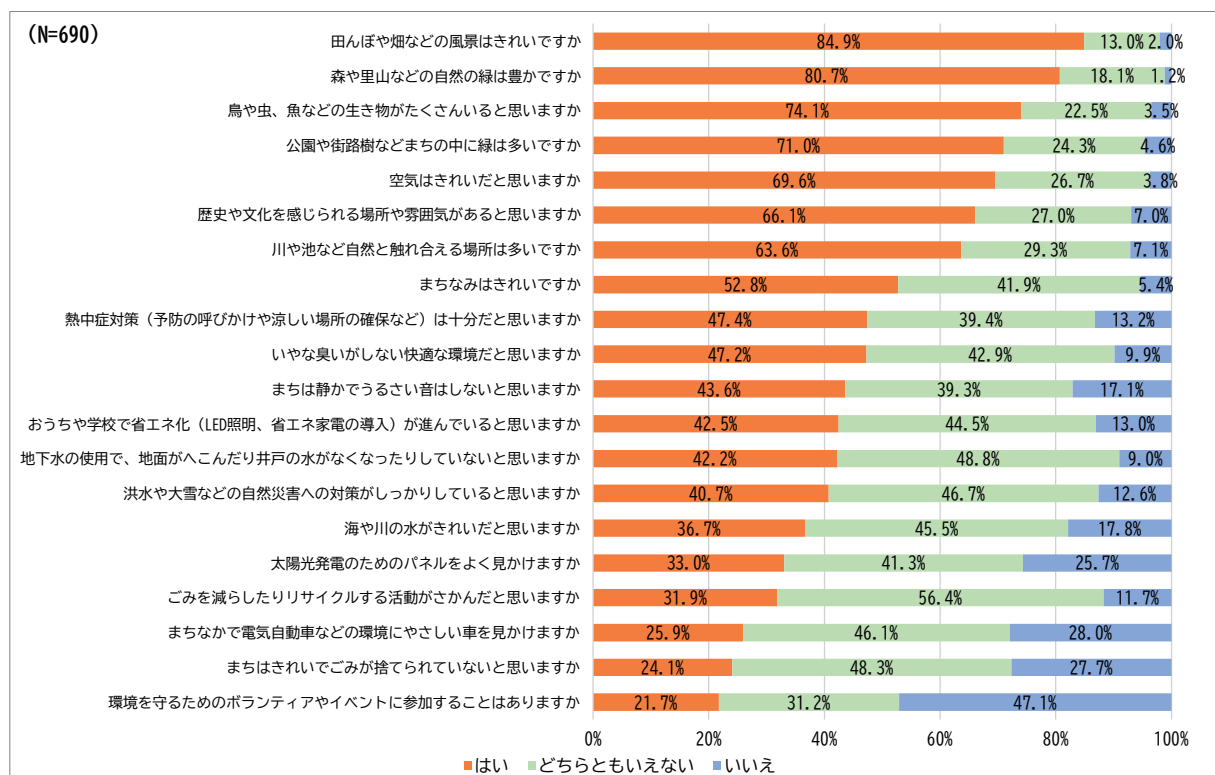
## 【身の回りの環境について】

### ○ 環境について感じていること

市の環境についてどのように感じているか尋ねたところ、「はい」の割合は「田んぼや畑などの風景はきれいですか」が約85%と最も高く、次いで「森や里山などの自然の緑は豊かですか」が約80%、「鳥や虫、魚などの生き物がたくさんいると思いますか」と「公園や街路樹などまちの中に緑は多いですか」が70%以上となっています。

一方で、「いいえ」の割合をみると、「環境を守るためのボランティアやイベントに参加することはありますか」が約50%、「まちなかで電気自動車などの環境にやさしい車を見かけますか」「まちはきれいでごみが捨てられていないと思いますか」「太陽光発電のためのパネルをよく見かけますか」が約30%となっています。

自然の豊かさについて満足度が高い一方で、再エネやごみ問題、環境を守る活動への満足度は低いことがうかがえます。

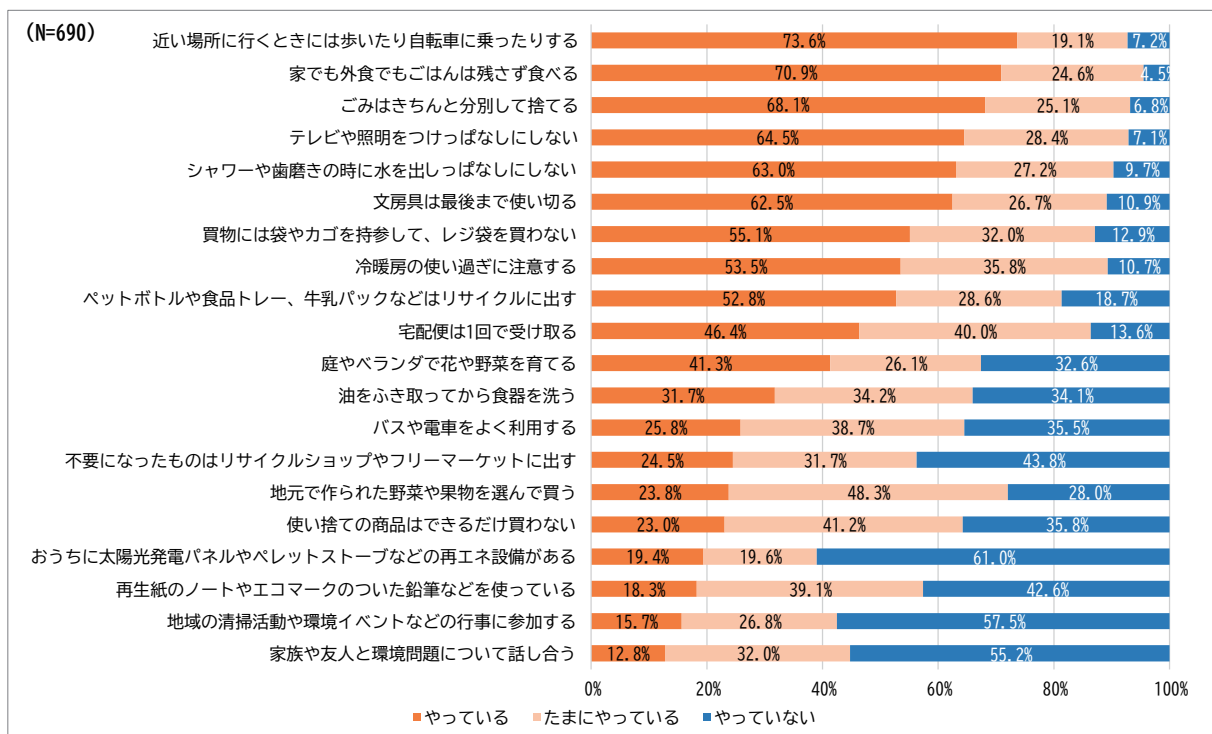


## 【環境保全活動について】

### ○ 環境に配慮した行動

環境をよくするための行動の実践状況を尋ねたところ、「やっている」項目は「近い場所に行くときには歩いたり自転車に乗ったりする」「家でも外食でもごはんは残さず食べる」が70%以上と高くなっています。次いで、「ごみはきちんと分別して捨てる」「テレビや照明をつけっぱなしにしない」「シャワーや歯磨きの時に水を出しっぱなしにしない」「文房具は最後まで使い切る」が60%以上となっており、身近で簡単な行動は実践していることがわかります。

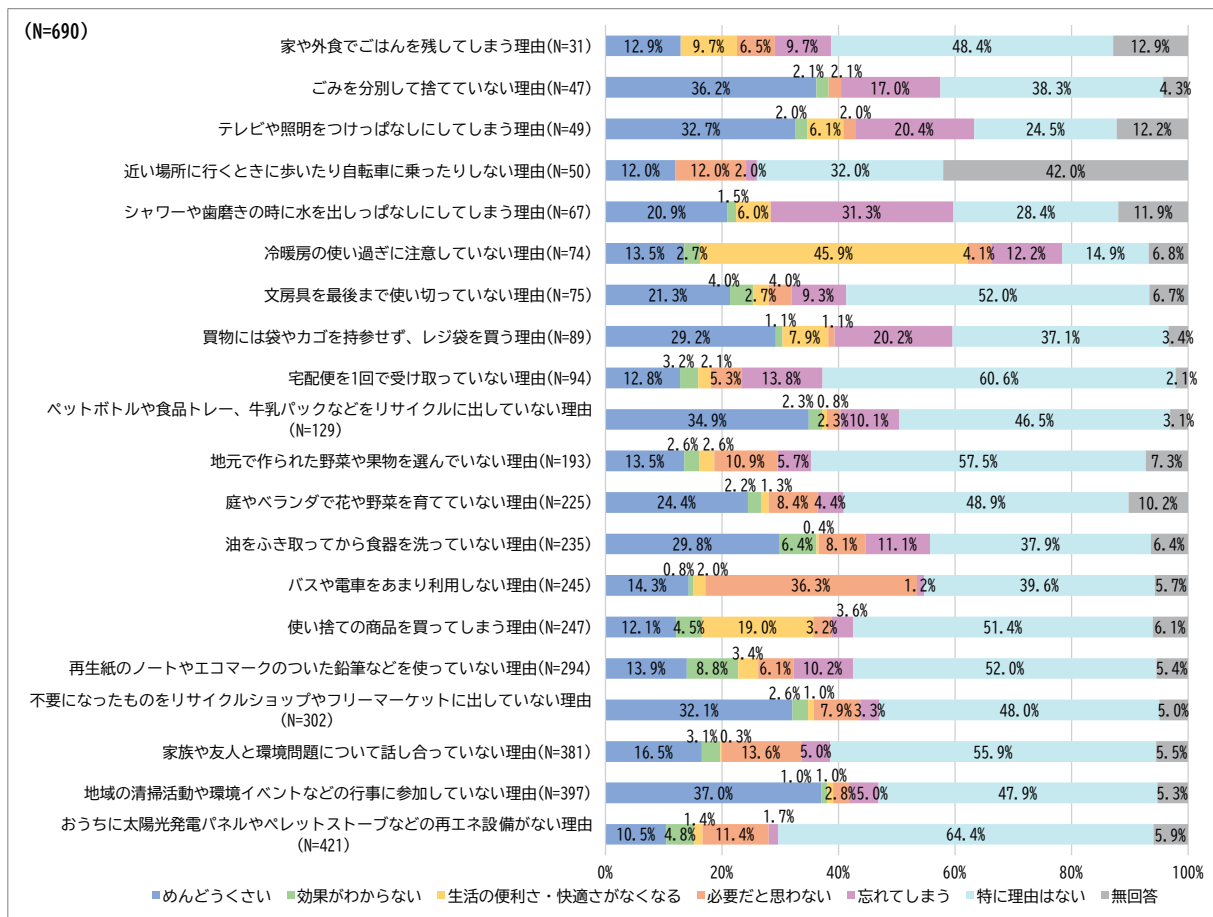
一方で、「やっていない」項目をみると、「おうちに太陽光発電パネルやペレットストーブなどの再エネ設備がある」が61%と最も高く、次いで「地域の清掃活動や環境イベントなどの行事に参加する」「家族や友人と環境問題について話し合う」が56%程度となっており、取組の難易度が高いことがうかがえます。また、「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っている」や「不要になったものはリサイクルショップやフリーマーケットに出す」などの環境に配慮した商品の選択やリサイクル行動も実践率が低いことがわかります。



### ○ 環境配慮意行動をやっていない理由

環境をよくするための行動をやっていない理由を尋ねたところ、「おうちに太陽光発電パネルやペレットストーブなどの再エネ設備がない理由」「地域の清掃活動や環境イベントなどの行事に参加していない理由」「家族や友人と環境問題について話し合っていない理由」は「特に理由はない」が半数程度、次いで「めんどくさい」や「必要だと思わない」の割合が高くなっています。また、「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っていない理由」と「不要になったものはリサイクルショップやフリーマーケットに出していない理由」についても同様に「特に理由はない」が半数程度、次いで「めんどくさい」の割合が高くなっています。

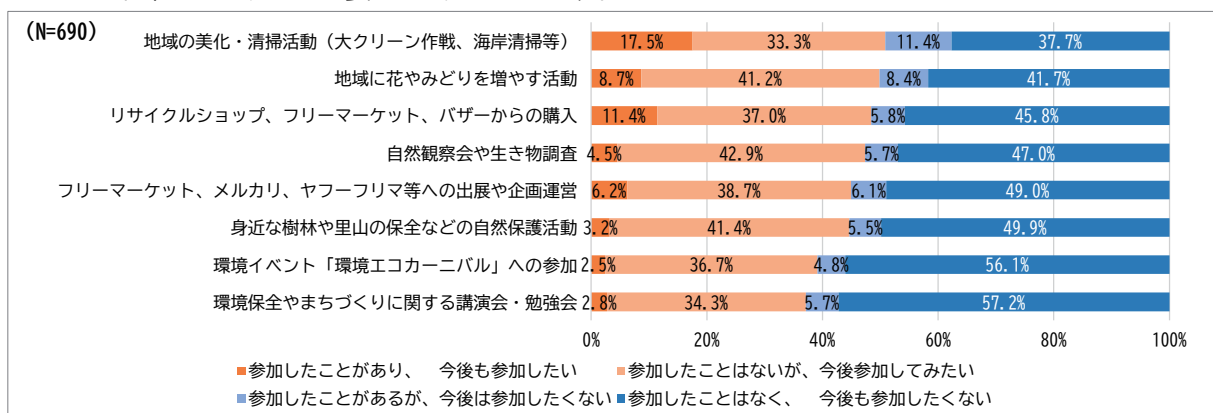
「特に理由はない」が占める割合が多い項目がほとんどであることから、啓発や環境教育などで理解を深めてもらうことで行動に転じる可能性があると考えられます。



### ○ 環境を守る活動への参加状況

環境を守る活動への参加状況を尋ねたところ、「参加したことがあり、今後も参加したい」と「参加したことはないが、今後参加してみたい」を合わせた割合は「地域の美化・清掃活動（大クリーン作戦、海岸清掃等）」が50.8%、「地域に花やみどりを増やす活動」が49.9%、「リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーからの購入」が48.4%となっています。

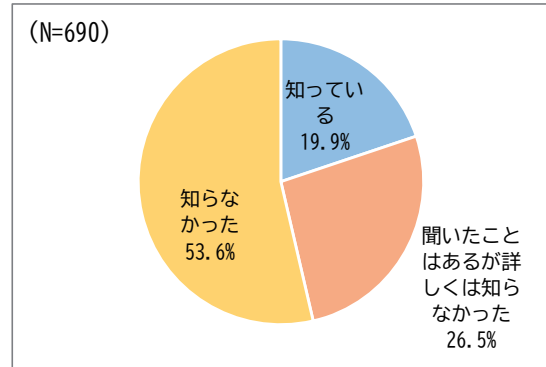
全体的に参加経験は少ないものの、「今後参加したい」の割合が一定数あることから、気軽に参加できる仕組みづくりが重要だと考えられます。



【これからの市の環境について】

○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知らなかった」が53.6%と半数以上を占めており、次いで「聞いたことはあるが詳しくは知らなかった」が約27%となっています。



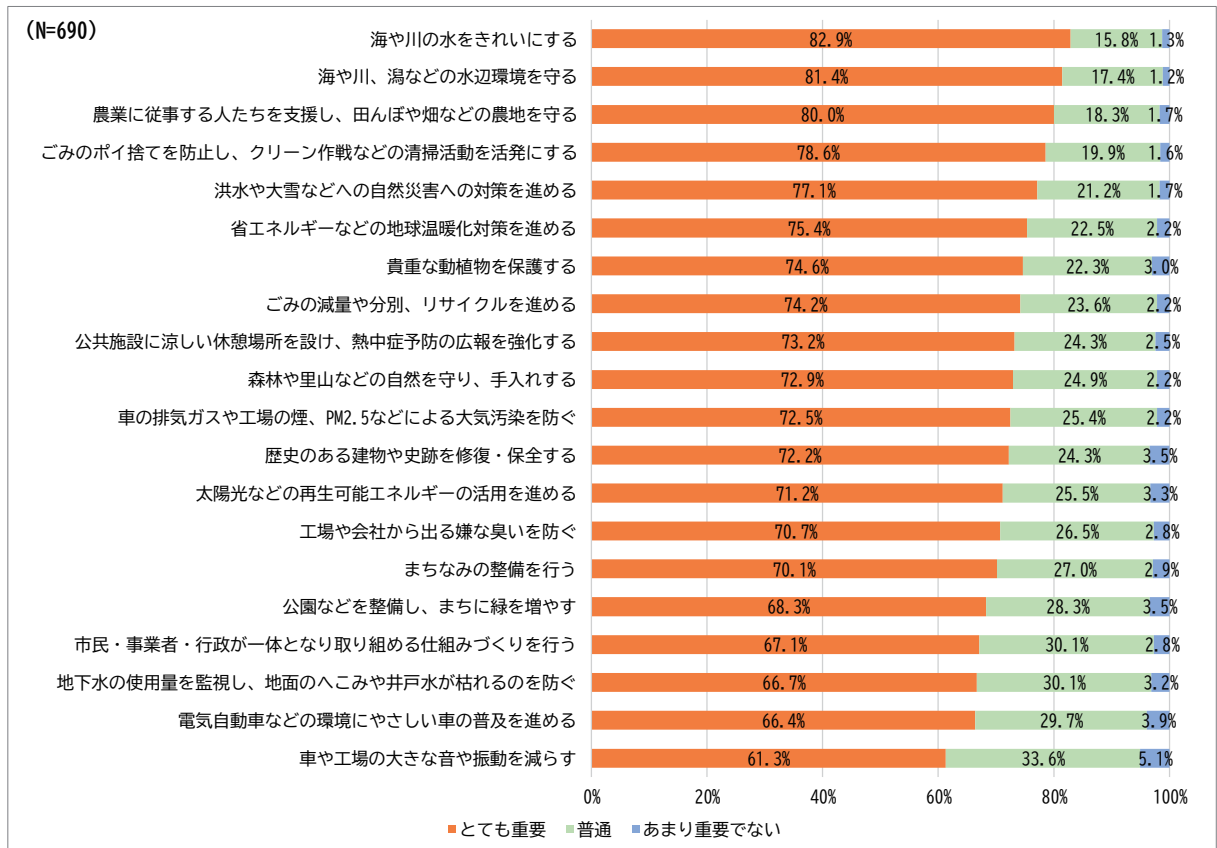
○ 環境をよくするために重要な取組

市の環境をよくするために重要な取組を尋ねたところ、全ての項目で「とても重要」が60%以上、「あまり重要でない」は5.1%以下と、全て重要視していることがわかりました。

特に、「とても重要」は「海や川の水をきれいにする」が最も多く82.9%、「海や川、潟などの水辺環境を守る」が81.4%と、水環境の保全に対する関心が高くなっています。次いで、「農業に従事する人たちを支援し、田んぼや畑などの農地を守る」が80%、「ごみのポイ捨てを防止し、クリーン作戦などの清掃活動を活発にする」が78.6%となっています。

また、「洪水や大雪などへの自然災害への対策を進める」や「省エネルギーなどの地球温暖化対策を進める」など、気候変動への対応も重視しています。

市民アンケート（環境に対する重要度）と比べて、中学生は水質保全や農業を最優先の取組として考えていることが特徴としてあげられます。



## ■ 用語の解説

### 【数字・アルファベット】

3R (スリーアール)	Reduce (廃棄物の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再資源化) の総称。
30by30(サーティー・バイ・サーティー)	2030 年までに国土の 30%以上を自然保全区域として確保する国際目標。
BOD (ビー・オー・ディー)	Biochemical Oxygen Demand の略。水質汚濁の指標となる、生物が酸素を消費する量。
CO2 (シー・オー・ツー)	Carbon Dioxide (二酸化炭素) の略。代表的な温室効果ガス。
EV (イー・ブイ)	Electric Vehicle の略。電気を動力源とする自動車。
GX (ジー・エックス)	Green Transformation の略。脱炭素化と経済成長を両立させる取り組み。
KPI (ケー・ピー・アイ)	Key Performance Indicator の略。施策や事業の達成度を測る指標。
PDCA (ピー・ディー・シー・イー)	Plan・Do・Check・Actionの頭字語。計画の策定・実行・点検・改善の管理手法。
PPA (ピー・ピー・イー)	Power Purchase Agreement の略。第三者が発電設備を設置し、電力を購入する契約方式。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals。国連が定めた持続可能な開発目標。
ZEH (ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。年間のエネルギー収支をおおむねゼロにする住宅。
ZEB (ゼブ)	Net Zero Energy Building の略。建物全体のエネルギー収支をおおむねゼロとする建築物。

### 【五十音】

あ行	
ウェルビーイング	心身・社会的に満たされた、生活の質が高い状態。
エコツーリズム	自然や文化の保全に配慮し、地域の持続可能性と両立する観光の考え方。
エコドライブ	燃費の良い運転で燃料消費と環境負荷を減らす運転方法。
エネルギーシステム (自立・分散型)	地域内で再エネ等を分散導入・運用するエネルギー供給の仕組み。
オゾン層	成層圏に存在し、有害な紫外線を吸収する層。
温室効果ガス	大気中で赤外線を吸収して熱をためる働きをもつガスの総称 (例: CO <sub>2</sub> 、メタン等)。
か行	
カーボンオフセット	削減しきれない温室効果ガス排出を、吸収・削減活動等により埋め合わせる仕組み。
カーボンニュートラル	温室効果ガス排出量を吸収・除去で相殺し、全体として実質ゼロにすること。
気候変動適応	気候変動の影響に備え、被害を軽減・回避する取組。
協働	行政・市民・事業者など複数主体が連携して取り組むこと。
クーリングシェルター	暑熱時に安全に涼をとれる施設。
合併処理浄化槽	生活排水を処理する小型の下水処理施設。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地中熱・バイオマス等の再生可能な自然由来エネルギー。
里山	人の暮らしと自然が接する森林・農地などの地域。
自然共生サイト	生物多様性の保全に実効性がある区域として公的に認められた場所。
資源循環	資源を使い捨てず、再使用・再資源化によって循環させる考え方。
資源物	再資源化の対象となる品目（古紙、缶、びん、ペットボトル等）。
新発田市大クリーン作戦	新発田市内で実施される市民参加型の大規模清掃活動の呼称。
騒音	望ましくない音。環境保全上の管理・規制対象。
振動	工場・工事、交通等により生じる揺れ。環境保全上の管理・規制対象。
生物多様性	生物種・遺伝・生態系の多様性が保たれている状態。
水質	水の性状を示す概念（BOD等の指標で評価）。
た行	
脱炭素	温室効果ガス排出を大幅に削減し、実質ゼロを目指すこと。
地球温暖化	温室効果ガスの増加などにより地球の平均気温が上昇する現象。
地中熱	地盤中の熱エネルギーで、冷暖房等に利用可能な再生可能エネルギーの一つ。
調整池	洪水時に水を一時的に貯留し流出を調整する施設。
デコ活	脱炭素につながる生活行動を促す国のキャンペーン名称。
な行	
ネイチャーポジティブ	自然の損失を止め、回復に向かわせる考え方。
熱中症警戒アラート	暑さによる健康被害の危険度が高いと見込まれる際に発表される注意喚起情報。
は行	
排出係数	エネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数。
バイオマス	木材・食品残渣等の生物由来の資源。
風力発電	風の力を利用して発電する方式。
フロン類	冷媒・断熱材等に用いられる人工化合物の総称。
ま行	
マイバッグ／マイボトル	使い捨て品の使用を減らすための袋・飲料容器。
や行	
有害鳥獣	人や農作物に被害を与えるおそれのある野生鳥獣の総称。
緊急銃猟ガイドライン	人身被害のおそれがある野生動物への緊急的な対応に関する指針。
ら行	
リサイクル率（資源物割合）	ごみの中で再資源化される物の割合。

# 第3次新発田市 環境基本計画

【令和8年度～令和14年度】

新発田市 環境衛生課

〒957-8686

新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

ヨリネスしばた1階

TEL：0254-22-3030（代表）

メールアドレス：kankyou@city.shibata.niigata.jp